

一般社団法人甲州青年会議所

愛が鍵となる...

2022年度基本資料

J C 宣 言

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれ J a y c e e s は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者相集い力を合せ
青年としての英知と勇氣と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

関 東 地 区 宣 言

わたしたちは
日本の礎として
あらゆる未来をみつめ
多様性溢れる 仲間と共鳴し
新たな価値の創造により
新時代の旗手となることを誓う

The Creed of Junior Chamber International

We Believe :

That faith in God gives meaning
and purpose to human life ;
That the brotherhood of man
Transcends the sovereignty of nations ;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise ;
That government should be of laws
rather than of men ;
That earth ' s great treasure lies in
human personality ; and
That service to humanity is the best
work of life.

JCI MISSION

To provide development opportunities that empower young people to create positive change.

JCI Vision

To be the leading global network of young active citizens.

LOM 指 針

我々は、地域社会のリーダーにふさわしい知識と教養を身に付け絶えず資質の向上に努めると共に、同じ志の仲間を増やすことにより、地域社会に影響力を持つ団体となり、子供たちの健全な育成と地域特性を生かしたまちづくりを積極的に他団体と協力して行う。

LOM行動指針

- 〈大義名分〉 明るい豊かな社会を実現するべく行動する。
- 〈品性高潔〉 地域リーダーにふさわしい行動をする。
- 〈切磋琢磨〉 共に励ましあい、磨き上げる行動をする。
- 〈日進月歩〉 絶えず進歩し、自分力を養う行動をする。
- 〈一致団結〉 ビジョン達成に向かい、一丸となって行動する。

LOMビジョン

甲州市が置かれている問題に対し市民意識を変革し、市民が自ら積極的に地域づくりに参画するよう市民参加型社会の促進を実現する。

甲州市の経済活性化と誠に活力溢れる豊かな市民生活のため、観光客の大幅な増加を実現する。

LOM中期戦略ビジョン

(2018~2022)

- 甲州市の発展を目指し、行政や市民と協働できるモデルケースの確立
- 地域経済に貢献できる継続事業を展開し、甲州市の交流人口の増加
- 誇りと思いやりを持ち、地域を愛する未来の担い手育成

（綴じしろ）



一般社団法人 甲州青年会議所

2022年度 理事長所信

第49代理事長 武井 芳 樹

【はじめに】

私は、2017年に(一社)甲州青年会議所に入会致しました。その後、2019年に青少年育成委員会の委員長を仰せつかり、初めての理事メンバーとしての緊張感と、これから私にどのような事業が計画できるのかと胸を膨らませていたのを今でも思い出します。その時の事業としましては、感謝と環境を軸としたキャンプを計画し、その年の山梨ブロック内の褒賞事業で、(一社)甲州青年会議所としては初めてとなる最優秀賞を頂くことができました。この最優秀賞は、当時の会議で様々な意見やアイデアを頂いた理事役員のメンバー、支えてくれた委員会のメンバー、当日と事前準備では委員会という垣根を越えたメンバーの協力を得て、みんなで作り上げた最高の事業でした。この出来事は、私の人生の中でも貴重な経験となりました。その経験を踏まえて一言。青年会議所は、本気ですごい。青年会議所は、青年に発展と成長の機会を提供してくれる場といわれます。まさにその通りでした。役職を通じて地域の課題に取り組む姿勢が自己形成の大きな第一歩であり、成長につれて自身の活動も地域のためにと能動的になっていきます。そして私たちの運動は、甲州市に住む誰かのためであり、決して損得だけで物事を考えず、無条件で奉仕しています。青年会議所内では、利害関係のない多様性溢れる会員同士の助け合い、支え合いから生まれています。つまり、全てに共通していえることは、そこに愛があるということです。青年が町をより良くする運動のために必要な成長とは何か。私は、愛だと考えます。私がこの所信を書いている現在も、新型コロナウイルスにより過去に類を見ないほどのパンデミックに覆われ、都心部を中心とした「緊急事態宣言」、山梨県には新たに「まん延防止等重点措置」が適用されました。それによる要請、自粛など、感染予防対策は一段と厳しくなりました。ですが、この感染予防対策も上記と同様だと考えます。自身を守るだけでなく、他者に感染させないために予防するという考えであり、他者を重んじる愛のある行動でもあります。また、コロナ流行により劇的な変化を余儀なくされパラダイムシフトが起きています。自ら変化していくという流れより、コロナ危機によって目まぐるしく変化させられ、半ば強制的に対応していく時代となりました。今後も現状を見る限り、after コロナではなく、with コロナ時代が長く続くことが予想され、社会的に「分断」と「孤立」はより一層深まっていきます。このように課題が浮き彫りとなった中、私たちは改めて何をするべきなのか、この危機をどのように乗り越えるのかは私たち青年の行動にかかっています。社会の変容に、ただ対応しているだけでは現状維持であり、成長とはいえません。常に時代

に合わせ、自分自身を磨き成長させていくことが重要です。失敗を恐れる必要はありません。何かを変化させるには必ず少しの失敗はあります。そして、この危機を乗り越えられるのは、同じ志を持った多くの仲間がいる青年会議所です。一緒に変化を恐れずに前に進みましょう。今までに私たちが行ってきた、地域を想う青年会議所運動の根底にある愛という気持ちは、コロナ禍であろうと何一つとして変わりません。この時代に必要なモノこそ「愛」だと私は確信しています。

【ベジ食べる KOSHU ブランディング】

3 年継続事業、「ベジ食べる KOSHU」は、今年で3年目を迎えます。この事業は未曾有のコロナ禍に苦しむ甲州市の飲食業、観光業、ワイナリー、宿泊施設の事業者様のために何かできないかという気持ちから計画に至りました。2022 年にはインバウンドが再開するという仮説を立て、それまでに事業者様と一丸となって事業構築をし、「ベジタリアン・ヴィーガン」を軸にインバウンド需要を取り込むというゴール設定をしていましたが、現状では見通しが立ちません。一方で、今年度は山梨ブロック大会の主管 LOM として、甲州市の魅力を最大限に発信できる場があります。そこに焦点を合わせ、いつか来るインバウンド回帰に備えるとともに、しっかりとベジ食べる KOSHU のブランディングを進め、求心力を高めていく必要性があると考えます。それにより国内外への発信力が強化され、甲州市の発展につなげることが出来ます。「ベジタリアン」のベジとはベジタブルが由来ではありません。ラテン語の vegetus(ベジェトゥス)が語源で、「健全な」「新鮮な」「活力のある」という意味になります。

菜食は人によって目的意識が違い、環境問題、食料問題、アニマルウェルフェア(動物の福祉)、アレルギーなど健康上の問題、宗教上など様々です。その為、ベジ食べる KOSHUは国際化、多様性への理解を示すことで、国内外問わず誰もが安心して訪れたい町、誰一人取り残さない甲州市になることが出来ます。私たちがこの事業を始めた原動力である、今一番苦しんでいる事業者の方々を助けたい、好きな町を良くしたい、という気持ちがよりよい町を作っていきます。この気持ちは目には見えませんが、確かにそこに「愛」があります。この事業が甲州市を救う希望となることを信じています。

【ナラティブアプローチによる組織改革】

昨今、ダイバーシティ(多様性)&インクルージョン(受容性)の重要性が広く認識されるようになりました。さらには SDGs の掲げる「誰一人取り残さない」は多様性の尊重であり、会員個々の生活リズムや価値観においても理解を深め、認めていく必要があります。入会初期ですと、自分の役割や立ち位置が不明確で、モチベーションの低下により事業や会議への不参加につながることがあります。私自身がまさにそうでした。今では活動できなかった時間をととても惜しく思っています。それに重ね、近年ではコロナ禍での自粛や接触を控えるため、対面での機会が激減しています。今後はそれがニューノーマルになっていくのだと思います。そのため今までと同様の考え方では、持続可能な組織体制を築くことは難しく、改めて組織の在り方などを見直す必

要性があると考えます。また、2022 年度は山梨ブロック大会の主管 LOM となります。ブロック大会を成功に導くには LOM が一丸とならなければなりません。そのために組織づくりが必要不可欠です。強い組織づくりのためには、まず個々のナラティブ(物語)を理解し、相手を認め合い、信頼関係を構築していくことが重要だと考えます。そして、同じ目標に向かい行動していくために、価値観を共有することが大切です。次に目標を達成するために共通の関心を見つけ、個々のリソースを交換しあうことが大切です。その過程で助け愛、支え愛、感謝し愛、その時の気持ちを共有することで信頼関係が築かれます。それが大きな事業を成功に導くために必要なことだと考えます。2021 年度は 14 名もの仲間が加わってくれました。誰もが 30 歳前後と若く、地域のために長く活動してくれるエネルギー溢れる魅力いっぱいの青年たちです。この青年たちが、将来輝いていくためにも持続可能な組織づくりを構築していきます。

【元気を贈る青少年育成事業】

コロナ禍で、誰しもが当たり前でできたことが出来なくなり、子供の成長の機会すらも奪われています。実際に、行事の柱となる学芸会や運動会などがほぼ、中止や規模の縮小を余儀なくされています。学芸会などは、子供たち全員が一丸となり、一年間練習してきたことを発表して、それを親御さん方に見てもらうことで子供たち自身も喜びを感じられる機会です。全員一緒に何かをやりとげ活躍する場なので、1 人ではできません。つまり、この瞬間は子供と親御さんにとって成長が垣間見える唯一無二の体験となります。どのような時でも子供たちの成長の機会を守っていくことがとても大切だと考えます。一方で、私ごとではありますが、昨年父が倒れ、余命 3 日と言われたことがありました。感染防止対策ゆえに立ち合い制限があり、幼い私の娘は父と面会することができませんでしたが、少しでも顔を見せてあげたいと思い、その場でテレビ電話をしました。とても苦しそうな表情に、笑みが零れ始めました。それから数日後、奇跡が起き、父は退院することができました。この出来事から、子供たちの溢れる笑顔と頑張る姿は、長引くコロナ禍で活気を失った人々を元気にする希望の光になると実感しています。子供たちの活躍の場を絶やさず守り続けることが、未来を担う子供たちの成長につながり、甲州市の多くの方々に元気が届くと私は確信しています。

【大切なモノを伝えていく広報】

いまや広報とは、「広く、多く」に活動内容や事実を伝えることだけではなく、「狭く、濃く」情報発信することも大切です。時代に合わせ、私たちの運動をいかにして多くの人の心へ届けることができるのか、深く響かせることが出来るのかがとても重要です。一方で、それは対外向けだけではなく、対内的にも同様のことがいえます。会員に、なぜこの事業を行っているのか、または目的は何で、どこに向かっているのかを知ってもらえれば、本当の意味での協力を得ることはできます。それらを伝えることが出来た時、組織は一丸となって大きな力を生み、最大限に活性化されます。そのため、このように多くの人で組織されている青年会議所において、広報はとても重要な位置づ

けとなります。私たちが事業を計画する上で、そこに携わった会員が真剣に向き合い、時間と労力を使い、形にしています。その時間は莫大な時間にも及び、いわばそこに関わる多くの人の想いが積み重なった結晶のようなモノです。この結晶を多くの人に知ってもらうため、広報に愛を込めて一年間の運動及び活動を、大切に発信していきます。

【未来につなぐ仲間づくり】

青年会議所は、常に組織を若々しく保つため 20 歳から 40 歳という年齢制限を設けています。そのため、地域に貢献する青年会議所運動を続けていくためには、常に新しい仲間を拡大していく必要があります。昨今、拡大に対する課題はとても深刻です。少子化問題、転出などに伴う人口減少により、難しくなっています。さらにはコロナ禍により、人が分断されてしまったため対面でのコミュニケーションを取ることができず益々難しくなっていくでしょう。しかし、例えどのような状況下であっても、工夫をすれば必ず出会うことはできます。リモートにより誰とでもつながることができる時代だからこそ、ツールを巧みに使い積極的にコミュニケーションを取るべきです。そして、今後は「できない」という先入観を捨て、「誰でもできる」、「何とかなる」という方向へ変えていくことで新たな仲間が集まりやすい環境になると考えます。また、様々な立場の方が入会するメリットや多様性が組織にもたらす効果は「イノベーションを生む」、「様々なリソースを交換し合える」など非常に大きく青年会議所の力になると考えます。今までの(一社)甲州青年会議所の会員は、経営者の方の割合が大半を占めていましたが、最近は違う立場の方々が続々と入会しています。この流れは、組織がより良い方向へ進んでいる形だと思います。そして、この出会いに感謝するように、入会していただいた後のフォローアップにも重点を置き、with コロナでもコミュニケーションを取れる形を構築していきます。どのような状況下であっても、共に成長しながら地域の課題を解決できる仲間との出会いを探していきます。

【結びに】

with コロナにより、当たり前でできていたことができない、強制的に変化を余儀なくされ、皆、本当に苦労されています。しかし、常にその時の課題に向き合い、自ら率先して解決できることを見つけていくのが私たち青年会議所であり、2022 年度は、山梨ブロック大会の主管 LOM、翌年には創立 50 周年を控え、とても重要な年となります。昨年には 9 名もの会員が卒業され、2022 年度は半数以上がアカデミー会員となり、組織づくりが重要課題となります。大きな舞台を控え不安もありますが、この機会を困難と捉えるのではなく、組織にとっても自分にとっても最大のチャンスであり、それを乗り越えることで会員と組織を大きく成長させ、信頼関係を強く深めることができます。コロナ禍により課題が浮き彫りになった今こそ、50 周年を目前とした私たちのために必然的に課された成長の機会であり、意義を持った青年会議所運動ができるのです。但し、「言うは易く行は難し」これ乗り越えることは簡単なことではありません。この重みを一緒に背負い走り抜いてくれる仲間、コロナ禍であっても、青年会議所運動に理解を示し、愛をもつ

で支えてくれる家族と協力者に、まずは感謝をしなければなりません。私は、今までの青年会議所の経験を通じて、愛と感謝の気持ちを育むことができました。今の私は愛と感謝に満ち溢れています。この気持ちに応えるべく、私は全力で突き進み、新しい仲間と愛の溢れる一年を描き、50 周年へ、より良いバトンを渡します。そして甲州市と私たち青年会議所の輝ける未来のために、愛をふりまき、共に一年間活動していきましょう。私は、皆を愛しています。

■ 2022年度 Slogan ■

愛が鍵となる...

～ 助け愛、支え愛、感謝し愛、伝え愛、つなぎ愛 ～

■ 基本方針 ■

- ☐ ペジ食べる KOSHU プランディング
- ☐ ナラティブアプローチによる組織改革
- ☐ 元気を贈る青少年育成事業
- ☐ 大切なモノを伝えていく広報
- ☐ 未来につなぐ 10 名の会員拡大



一般社団法人 甲州青年会議所

2023年度 理事長所信

第50代理事長 菊島直紀

【はじめに】

1974年、明るい豊かな社会の実現を目指し、志のある青年が集まり、塩山青年会議所は日本で565番目の青年会議所として歩みはじめました。50年という長い月日に考えを巡らせることは容易ではありませんが、どの一年にも様々なドラマがあるということは私自身の経験から思うところです。その間に時代も大きく変わりゆき、経済においては戦後復興期から高度経済成長、バブルの崩壊、失われた30年と移り変わっております。また、地域では、2005年に塩山市、勝沼町、大和村が合併し甲州市となりました。全国でも有数のぶどう、ワインなどの果樹栽培量を有しており、現在も引き続き好調な面もありますが、一方で後継者不足に悩むような農家もあるということも課題であると伺います。

私達も(一社)甲州青年会議所と名称を変更し活動を続けてきました。時代は大きく変化していきましたが、地域活性化事業や青少年の育成事業などを自ら企画し、大いに議論し実施していくこと、また様々な体験をしていくことを通じて、会員の成長、会社の成長、そして、地域におけるリーダーを輩出してきました。

そんな(一社)甲州青年会議所はおかげ様で本年設立50周年を迎えることとなりました。これもひとえに、これまで(一社)甲州青年会議所における一つの運動に情熱を注いで活動されてこられた多くの先輩方と、ご支援くださいました関係諸団体、市民の皆様のおかげでございます。心より感謝と敬意を表させていただきます。ありがとうございます。本年私たちはその想いを受け継ぎ、次代により良い形で繋いでいけるよう、精一杯活動して参ります。時代は日々変化しています。

その中でもコロナウイルス感染拡大は人々に行動制限を強いるなど、生活や経済に多大な影響を及ぼしています。終息の見えにくい状況ではありますが、このような時代だからこそ、私達(一社)甲州青年会議所は社会を取り巻く環境の変化に対応しながら、明るい豊かな社会の実現に向けて歩みを進めて参ります。

<私のJC歴>

私は2015年に(一社)甲州青年会議所に入会させていただきました。翌年は都合で、年の途中から総務委員会の財政局長代理を仰せつかることになりました。始めは右も左もわかりませんでしたが、業務を学ぶことや理事会への出席を通じて、目指している理念を少しずつ理解できるようになりました。

(綴じしろ)

また、財務の業務では、事業の構築や本体会計の予算振り、各委員会との調整など他では経験できないことを学び、青年会議所活動だけでなく仕事にも活かせる有意義な一年を過ごさせていただきました。

2019年には山梨ブロック協議会に出向させていただき、財政局長を仰せつかりました。日本青年会議所のルールに基づいた厳しい財政審査やコンプライアスを学び、公益社団法人としても決算監査も経験させていただきました。2019年を皮切りにその後も関東地区協議会や日本青年会議所へ委員出向させていただき、多くの出会いがありました。皆さんとは今も連絡を取り合う中で、多くの方と時間を共にできたことは私の財産です。(一社)甲州青年会議所の皆さんにも様々な機会に挑戦し、貴重な経験をさせていただきたいと思います。

【50周年記念式典】

青年会議所は単年度制で年度ごとに組織の体制や事業が大きく異なります。これはその年ごとの会員の特性や時代の背景に合わせてより良いものを行える良さがあります。しかしながら、外部の繋がりや先輩方との連携、実績の継承ができないこともあります。50年の(一社)甲州青年会議所の歴史を振り返り、これからの活動にしっかり繋げていくために、50周年記念式典を開催し多くの方への感謝を伝えさせていただきたいと思います。先輩方がこれまで歩んでこられた想いを、入会歴の浅いメンバーを含む全てのメンバーへ伝承できる機会として参ります。また、(一社)甲州青年会議所の式典は厳格でしっかりしたものだとの評価をいただいています。50周年記念式典では、(一社)甲州青年会議所ここにありということを示せる記念式典を開催致します。

【50周年記念事業】

塩山青年会議所の設立から現在に至るまで、それぞれの時代において多くの甲州市民の皆様にお世話になってきました。私達が地域で活動できるのも、皆様のご理解とご協力があったことであります。今年度は50周年を記念して記念事業を開催させていただきます。この事業では、人と人との繋がりを大切に、甲州市の魅力や(一社)甲州青年会議所の活動を発信し、ご参加いただいた方に笑顔で楽しく学べる事業を開催し、これからの甲州を共に考えていける事業を開催致します。

【会員拡大】

コロナウイルスによる生活様式の変化により、他者との関わりは以前より薄くなってきたと実感しています。だからこそ、仲間と共に力を合わせて何かを成し遂げるという経験ができる青年会議所活動は重要度を増していると思います。

多くの仲間と活動することのメリットは数多くありますが、まずは会員一人ひとりが魅力を再認識し、意識的にそれを積極的に発信して、入会を勧めるようにしていくことが重要です。多くの方に活動の様子やメンバーの魅力が伝わることで、人の心を動かす会員拡大が図られ、互いに刺激を与え合えるより良い(一社)甲州青年会議所になっていくこと確信します。

【結びに】

＜持続可能な組織を目指す＞

青年会議所には「修練」「奉仕」「友情」という三信条があります。その中で特に修練という言葉の捉え方や使い方には注意が必要です。修練の名のもと、他者に大きすぎる負担を与えたり、ご自身が無茶をしながら我慢を続けたりしては、継続的な活動は難しいものです。いくら地域社会で明るい豊かな社会の実現を目指しても、ご自身の身の回りの方を明るく豊かにできなければ、私達は遠からず持続可能な組織でなくなってしまうでしょう。今年度は会員一人ひとりがそれぞれの環境で活躍できる組織への改善に注力して活動して参ります。

昨年、サマーコンファレンスに参加した時のことです。私達が傘を無くしてしまい、雨の中で歩いていたところ、傘を譲ってくれた方がいました。大変ありがたき思い、お話を聞いたところ、飲食店をされているとのことでした。のちほどお店の方を伺った際に、店内には「忘れてならぬものは思義、捨ててはならぬものは義理」と書かれていました。思義とはよいこと、正しいことと解釈しています。他者を思い、義理を忘れずに行動していくことが大切だという体験をしました。明るい豊かな社会の実現のためには、大きなビジョンだけでなく、目の前の他者へ敬意や感謝を伝える必要があります。人と人との繋がりを大切にしていくことを50年目もきちんと実施していき、これまで先輩方が歩んでこられた道をメンバー全員で歩みを進めていきたいとします。一年間どうぞよろしくお願い致します。

■ 2023年度 Slogan ■

道 筋

～ 通っていく道 ～

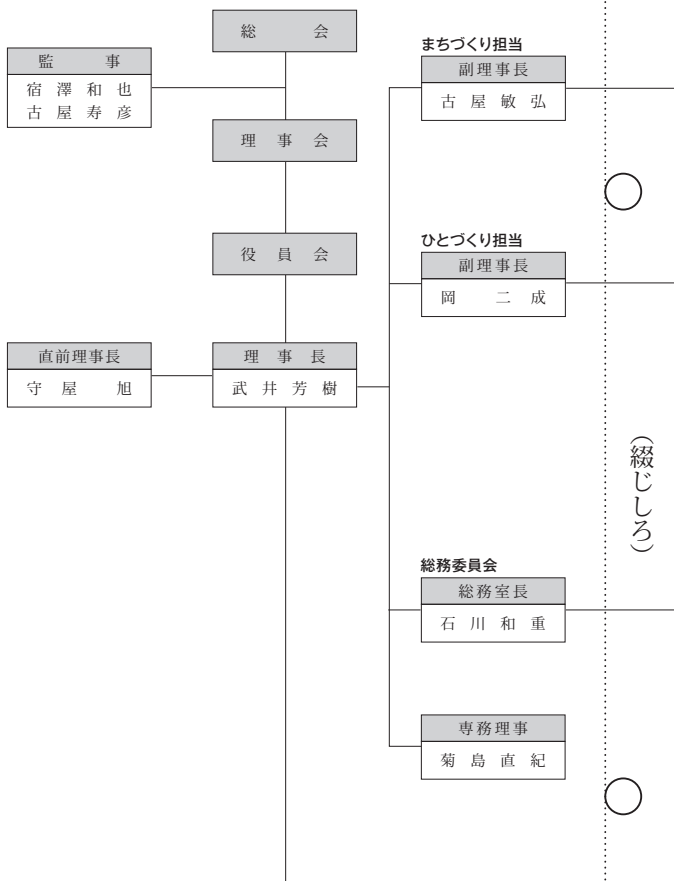
■ 基本方針 ■

- ☐ 歴史ある甲州青年会議所に敬意を表する
- ☐ 青年会議所活動に協力してくれた地域に感謝する
- ☐ 持続可能な組織運営のための会員拡大をする



(綴じしろ)





会議所 2022年度 組織図

まちづくり委員会

委員長

石川 萌

副委員長

吉田 学

委員

雨宮 正 悟
板倉 大 輔
ガヤン・ウイニータ
辻 信 八 郎
前嶋 康 太 郎
山 邊 明 広 司
山 本 誠 司

青少年委員会

委員長

鶴田 虎 太 郎

副委員長

向山 祐 司

委員

池田 勇 人
広瀬 勇 斗
古屋 拳 史 朗
武藤 海 果
山内 彩 郎
佐田 謙 太 郎

会員委員会

委員長

雨宮 悠 甫

副委員長

鶴田 虎 太 郎

事務局長

三 富 勇 二

財務局長

雨宮 広 憲

拡大委員長

雨宮 な つ み

広報委員長

植野 正 保

委員

小原 千 知
辻 悠 真

特別理事（ブロック出向者）

小鳥居 正 恵

（綴じしろ）

一般社団法人 甲州青年会議所 2022年度

役 員・理 事

理直	前	事	長	
副	理	事	長	
副	理	事	長	
総	務	室	長	
専	務	理	事	
理	事	まちづくり	委員会	委員長
理	事	青少年	委員会	委員長
理	事	会員	委員会	委員長
理	事	総務	委員会	広報委員長
理	事	総務	委員会	拡大委員長
理	事	総務	委員会	財務局長
理	事	総務	委員会	事務局長
監	事			

武	井	芳	樹
守	屋	敏	旭
古	屋	二	弘
岡	川	和	成
石	島	直	重
菊	川		紀
石	鶴	田	萌
鶴	宮	虎	郎
雨	野	悠	甫
植	宮	正	保
雨	宮	な	み
雨	宮	広	憲
三	富	勇	二
小	鳥	居	恵
宿	澤	和	也
古	屋	寿	彦

出 向 者

◆公益社団法人 日本青年会議所 関東地区 山梨ブロック協議会

ブ	ロ	ッ	ク	大	会	運	営	員	会	委	員	長
人	財	育	成	委	員	会	委	委	委	委	委	員
広	報	委	員	会	委	委	委	委	委	委	委	員
ブ	ロ	ッ	ク	大	会	運	営	員	会	委	委	員
拡	大	交	流	会	議	委	委	委	委	委	委	員
財	政	局	委	委	委	委	委	委	委	委	委	員

小	鳥	居	正	恵
辻	原	悠	真	知
小	原	千	弘	
古	屋	敏	萌	
雨	宮		学	
吉	田			
ガ	ヤーン・ウイニ	タ	広	
山	邊	明	悟	
雨	宮	正	郎	
前	嶋	康	輔	
板	倉	太	郎	
辻	信	八	司	
山	本	誠	成	
岡	田	二	郎	
佐	謙	太	甫	
雨	宮	悠	司	
向	山	祐	郎	
鶴	田	虎	果	
山	内	彩	斗	
池	瀬	勇	人	
古	屋	史	朗	
武	藤	和	海	
石	川	な	重	
雨	宮	正	み	
植	野	勇	保	
三	富	直	二	
菊	島	広	憲	

(綴じしろ)

事業計画

まちづくり委員会

委員長 石川 萌

《基本方針》

～ 原点に立ち返りまちづくりを～
広い意味を持つ「まちづくり」という言葉を「地域の魅力や活力を高めること」と定義し、継続事業である「ベジ食べるKOSHU」を活用しながら、ビジョンの達成に向けて邁進する。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
誠実拡大													0	
9月例会									●		●		650,000	
合計													650,000	

【委員長所信】

「ベジ食べるKOSHU」という事業は、コロナ禍における飲食店の救済、収束後のインバウンド需要への対応準備、さらに、その取り組みを通して甲州市の魅力をもっと日本国内はもとより、広く世界の方々に知ってもらい狙いがあり、この「ベジ食べるKOSHU」の表記を「甲州」ではなく「KOSHU」としている所にもその思いが込められています。

これまで「ベジ食べるKOSHU」は、1年目に事業の周知・参加店募集・ステッカー配布、2年目には新メニュー開発支援・折込チラシでの周知とSTEPを踏んできました。3ヵ年継続事業の3年目を引き継ぐにあたり、ここまで取り組まれて来られた方々の想いをしっかりと受け継ぎ、当初の予測と現実のズレが生じている部分に関しては、LOMビジョンである「地域経済に貢献できる継続事業を展開し、甲州市の交流人口増加」という原点に立ち返って整理し、発展させ、次へとバトンを渡すことがブランディングであり、今年度の私達「まちづくり委員会」の大きな責務だと考えています。

そこで、計画最終年度として、今後のための「土台づくり」をさらに強固にするために、対外的なアピールに終始することなく、改めてベジタリアン・ヴィーガンを始めとする様々な考え方や、活動に対する理解を広め、私達自身も理解を深めることに努力をしています。

また、それと並行してSNS等を活用した国内外への発信や、11年度のブロック大会の主管LOMとなる貴重な機会を活用して、多様化する新しい時代に対応するカギを見つけるきっかけを提供し、新たな視点が生まれることで、地域の魅力や活力を高めることにつながると考えます。

事業計画

青少年委員会

委員長 鶴田 虎太郎

《基本方針》

～ 子どもの成長から始まる未来づくり ～
子どもの成長を支援し、愛する地域の未来を創造する。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
未来拡大													0	
11月例会											●	●	300,000	
合計													300,000	

【委員長所信】

昨今の青少年を取り巻く環境は決して素晴らしいとはいえないのが現状です。いじめ、不登校、ひきこもりをはじめ、児童虐待や子どもの貧困という問題もよく耳にします。その上、新型コロナウイルスの影響によって登校日数の減少やおうち時間の増加に繋がり、これらの問題がより悪化しているというのも事実です。このような問題は一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、2022年度の(一社)甲州青年会議所のスローガンである「愛が鍵となる…」にあるように愛を持って対応していくことで、少しずつでも解決に繋げていくことができると思います。

また、新型コロナウイルスの影響によって学芸会や発表会などの子どもの成長の機会が失われてきました。子どもの成長には、子どもたちに愛を持って成長を願う親御さんがいて、ゆくゆくは甲州市の未来を背負って立つ子どもたちに期待する地域の方々がいいます。子どもの成長なくして地域の未来はないといっても過言ではないと思います。私たち青少年委員会の役割はこの愛する甲州市の未来を担う子どもたちの育成であります。

そこで私たち青少年委員会は、失われてきた子どもの成長の機会を提供し、私たちの甲州市を愛と感謝に溢れた地域にするために、学校の机の上だけでは得られないような体験をすることが重要だと考えます。その上コロナ禍によって難しくなってしまった人との時間を確保し、子どもたち同士で力を合わせて活動していくことによって、愛する甲州市の未来を作っていくことができる活動になるのではないかと思います。

私は2021年度(一社)甲州青年会議所に入会させていただきました。入会させていただいた最大の理由は、自らがより成長するためです。そこで、2022年度は青少年委員会委員長として自らの成長だけでなく、子どもの成長の機会の提供を最大の目的として活動してまいります。

(綴じしろ)

事業計画

会員委員会

委員長 雨宮悠甫

《基本方針》

～ Creating Eternal Bonds ～

会員同士で苦労や喜びを共有し、生涯続いていくような人間関係を築くことを目指す。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
絆 拡 大													0	
3 月 例 会			●	●									50,000	
8 月 例 会								●	●				100,000	
合 計													150,000	

【委員長所信】

現在、(一社)甲州青年会議所は過渡期にあります。2021年度には14名の新入会員を迎えたものの、同年度卒業する会員の方たちは9名でした。短い1年間という時間の中でこれだけの人の流れがあったことを考えると、日々のJC活動の中で他の会員の方と交流する時間はとても貴重なものであると感じます。

私は、2021年度に(一社)甲州青年会議所に入会しました。その中で拡大副委員長という役職を任せられ、1年間の活動を通して感じたことのひとつとして、特定の何人かの会員の方としか深い繋がりが持てなかったことがあります。私以外の会員の方でも同じように感じた方も少なからずいたのではないかと思います。同じ志のもと集まった仲間であるのに会員同士の仲を深めるチャンスが少ないことは非常に惜しいことです。良い組織であり続けるための条件として、個々に良好な人間関係を築けているかどうかは非常に重要なポイントの一つになってきます。そして、良好な人間関係を数多く構築できている組織は規模が大きくなっても良い組織であり続けられると考えます。また、人と繋がる能力を伸ばすことは、一個人としても大きなスキルアップの一つとなります。このような能力を培うことは青年会議所の未来を左右するほどの要素になると考えています。まずは、互いを認め合い信頼する気持ちを持つことができるようになるきっかけづくりがとても大切になります。

2022年度の9月には、山梨ブロック大会の主管LOM事業も控えています。これは他のLOMに組織として一丸となって活動している(一社)甲州青年会議所を披露できる大きなチャンスでもあります。そのために、9月までに2度ある事業を通して、より絆の深まった一体感のある組織を構築したいと考えています。大変なことや楽しいことを会員同士で経験、そして共有してもらいます。この流れは正にJC活動の縮図でもあり、信頼関係を築くためにも必要不可欠なことであると考えます。年間の事業が終わったころには何物にも代えがたい強い絆がいくつも生まれることを信じて活動していきます。

事業計画

総務委員会

事務局長 三 富 勇 二

《基本方針》

～ 友愛と感謝を再チェック ～

委員会の壁を乗り越えて会員同士を友愛と感謝でつなげる。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
ありがとう拡大													0	
卒業式												●	200,000	
合 計													200,000	

【委員長所信】

WITHコロナも三年目を迎えて、オンラインに特化した事業が多くなり、今までの対面式の会議や事業の形が変わってきています。オンラインミーティングは場所を選ばずにどこからでも参加できる便利なツールではありますが、対面の場合と違い、会員同士のつながりに壁を感じる事があります。その壁を解消し(一社)甲州青年会議所をつなげる総務を目指します。私も含めアカデミー会員の委員長が多いので全員が活動内容を理解できるよう努めます。また、各種会議を円滑に行う為に、事前準備や資料確認、配信業務、会場設営等、漏れのないように努めます。各委員会と密な連携を図り、各会員のサポートが出来るような分かりやすい情報伝達とスケジュール管理を行います。議案の精査においては、時には厳しく、温かく、再チェックを心がけます。日頃からJCルームの整理整頓は当たり前と捉え、必要な物はしっかりと揃え、皆が(一社)甲州青年会議所事務局で気持ちのいい会議が出来る様に環境を整えます。そして、一年間の最後の事業である卒業式においては、卒業会員に感動を与えられるような式を企画し、残る会員全員で心から感謝と成長をしっかりと伝えられる卒業式となるよう取り組みます。2022年度の総務委員会事務局では、一年を通して、会員への友愛「おもしろい」や感謝「ありがとう」を素直に伝えられる(一社)甲州青年会議所を目指し活動します。

(綴じしろ)

事業計画

総務委員会

財務局長 雨宮 広 憲

《基本方針》

～一諾千金～

(一社)甲州青年会議所の活動を真摯に取り組み、会員から厚い信頼を得ると共に、組織の運営が円滑に出来るように配慮する。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
誠実拡大													0	
9月例会									●		●		650,000	
合 計													650,000	

【委員長所信】

2022年度総務委員会財務局長として、総務の仕事に携わりながら財務の管理を行います。現状でも財務管理は厚い信頼のもと行われていますが、それをより強固なものとしします。全会員の大切なお金を預かり運営していくために財務管理を徹底し、各委員会の予算組の手助けをします。そして3LOM合同例会にも力を入れ(一社)甲州青年会議所としての意見をまとめ円滑に活動を行う為の意見をし、(一社)山梨青年会議所、(一社)笛吹青年会議所との良い交流の場所とするだけではなく、(一社)甲州青年会議所の会員どうしも、より深い関係が築ける3LOM合同例会にしたいと思っています。また総務委員として2022年度スローガンを実践し、各委員会の活動のサポートや会議運営にも積極的に取り組みます。財務局のスローガンを一諾千金と致しました。一諾千金とは信義が厚く、裏切らないことという意があり、一旦約束したことは、千金にも値するほどの重みがあり、守らねばならないと言うことのとえとあります。財務局長は責任感を持ち信頼がないと出来ません。議案書の確認、本会計作成から集金、支払いまでどんな小さなことでも精査を徹底する事で(一社)甲州青年会議所の土台となるように活動していきます。

事業計画

総務委員会

拡大委員長 雨宮 なつみ

《基本方針》

～ 多様性を認め愛、能力を高め愛 ～

組織の調和と発展のため、次世代の多様性あふれる人材を見つけ、「違い」や「個性」を積極的に認め合い、共に成長しながら地域の課題を解決できる仲間を増やす。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
多様性拡大													0	
会員拡大計画												●	0	
合計													0	

【委員長所信】

これからますます多様化が進む社会に対し、多様性あふれる仲間を増やして行くことが大切だと考えます。また、何をやっていくかより、まず誰とやっていくかが特に重要であり、物事の捉え方の違いを認め、自分らしさを引き出すことのできる環境が必要です。

青年会議所は志を高く持つ多くの人が集まり、夢や楽しさを共感しながら自己成長出来る場所だと思います。拡大委員長として、まずは対内での繋がりを深め、(一社)甲州青年会議所の思いや意義を強く発信して行きたいと考えます。人生において、何かを得たり学ぶには実際に環境に入り経験することが大切であり、自分の行動次第で、より多くの価値を創造することができると感じます。また、自分の成功や皆の幸せを心から喜んでくれる仲間がいる環境に身を置くことは、自己実現の第一歩だと考えます。そんな私たちの思いを多くの人に伝え、互いに認め合い、人間力を高め合い、未来へ継続させることのできる組織作りを行っていききたいと考えます。目標10名の拡大達成の為、広報と連携して新たな仲間と出会い、新しい時代の変化や物事に対応できる組織を目指し発信することで、拡大につなげて行きます。

(綴じしろ)

事業計画

総務委員会

広報委員長 植野正保

《基本方針》

～愛を感じる広報～

青年会議所の存在意義や魅力を最大限の愛をもって伝えていく。

事業計画	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	本会計	摘要
ハイブリッド拡大													0	
大和合同例会							●		●				30,000	
広報発信												●	0	
合 計													30,000	

【委員長所信】

2022年度総務委員会では、今まで以上に各委員会と寄り添うことで、一緒に協力して事業運営を進めていきます。また、7月には友好JCである（一社）大和青年会議所との合同例会を計画し、（一社）甲州青年会議所の魅力を発信するとともに、お互いに価値のある事業を行えるように密に連携を取っていきます。

その上で広報の課題として、大きく「対内」と「対外」を分けて考える必要があります。

まず一つ目に対内に向けての課題として、近年例会や事業への会員参加率の低さが挙げられます。参加率の向上を目指す上で、その理由及び原因を深堀りする必要があり、考えられる要因として現在アカデミー会員が多く在籍することから、いつ・どのような事業がなぜ実施されるのかという背景及び目的などの、各委員長の想いが会員に伝わっていないという点が考えられます。広報委員長として各委員長に今まで以上に寄り添い、委員長の想いを発信することで、会員の事業参加率の向上を目指します。

二つ目に対外に向けての課題として、広報の発信力不足と青年会議所自体の認知不足が挙げられます。近年のインターネット普及率からもSNSを利用した広報活動は当然の手法となりつつあり、ユーザーは数多くある情報の中で自分にとって有益な情報を発信する媒体に興味関心を抱くため、従来の広報に付加価値をつけてユーザーが有益だと思える発信をすることが、課題の解決につながります。

広報委員長として、二つの課題に向き合うべく会員や地域の方たちの心を動かす情報を発信し、愛を持って私たちの活動の意義や魅力を発信することで事業参加率の向上及び青年会議所を認知してもらえるように活動していきます。

一般社団法人 甲州青年会議所 2022 年度 一般会計収支修正予算書

2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで

(単位：円)

(1) 収 入 の 部		2022 年 度 補 正 予 算	2022 年 度 修 正 予 算	増	減	摘	要
大 費 取 入	会 費	正 会 員 年 会 費	3,000,000	3,000,000	0	¥ 100,000×30 名	
	休 会 員 年 会 費	50,000	50,000	0	0	¥ 50,000×1 名(熊谷)	
	新 会 員 年 会 費	60,000	0	60,000	0	¥ 60,000×1 名(6 月入会 長谷川)	
	特 別 会 員 年 会 費	120,000	120,000	0	0	¥ 30,000×4 名(宿澤、古屋(寿)、守屋、花坂)	
	賞 状 費	5,000	5,000	0	0	¥ 5,000×1 名(荒井)	
特 別 基 金 繰 入	入 金	15,000	15,000	0	15,000	¥ 15,000×1 名	
雑 収 入	寄 付 金	0	0	0	0		
	受 取 利 息	8,326	8,326	0	8,326	JC カード利用手数料	
事 業 収 入	登 録 料	3	0	0	3	普通預金利息	
	入 計	0	0	0	0		
当 期 収 入	合 計	3,258,329	3,175,000	83,329	83,329		
前 期 繰 上 り 収 入	計 金	3,258,329	3,175,000	83,329	83,329		
収 入	合 計	892,475	892,475	0	0		
		4,150,804	4,067,475	83,329	83,329		

(2) 支 出 の 部		2022 年 度 補 正 予 算	2022 年 度 修 正 予 算	増	減	摘	要
負 担 支 金	J 国 際 本 部	51,584	51,584	0	0	¥ 1,664×31 名	
	日 本 本 部	56,575	56,575	0	0	¥ 1,825×31 名	
	日 本 本 部	30,000	30,000	0	0	固定費	
	日 本 本 部	155,000	155,000	0	0	¥ 5,000×31 名	
	機 関 東 地 区	20,000	20,000	0	0	¥ 20,000×1 名	
	機 関 東 地 区	93,000	93,000	0	0	¥ 3,000×31 名	
	機 関 東 地 区	10,000	10,000	0	0	固定費	
	機 関 東 地 区	31,000	31,000	0	0	¥ 1,000×31 名	
	機 関 東 地 区	50,000	50,000	0	0	固定費	
	機 関 東 地 区	108,500	108,500	0	0	¥ 3,500×31 名	
	機 関 東 地 区	14,000	14,000	0	0	¥ 7,000×2 名	
	機 関 東 地 区	0	0	0	0		
	機 関 東 地 区	619,659	619,659	0	0		
	機 関 東 地 区						
	機 関 東 地 区						

				(経)		
事業費	青少年育成委員会 まちづくり委員会 人材・SDGs委員会 広報・SDGs委員会 総務・SDGs委員会 青少年委員会 会務員	費	員	0	0	例会(10月) 例会(4月・6月) 例会(2月・11月) 例会(10月) 例会(7月3LOM合同・12月卒業式) 例会(9月) 例会(11月) 例会(3月・8月) 例会(4月3LOM合同・7月IC大和IC甲州合同・12月卒業式)
事務運営費	通総JIC消費広旅雑	費	員	1,350,000	1,350,000	回線使用料・HP管理料・サーバー使用料・郵便料・Zoom使用料 集書代他 JCルーム賃貸料・JCルーム電気料 コピー用紙代等 基本資料作成 甲州JC新聞代(年1回) 京都会議など諸会議交通費 2022年度法人税・手数料・送料・その他
登録料	登録料	1	93,000	90,000	3,000	¥ 3,000×31名 プロック大会(全員登録)
登録料	登録料	2	45,000	45,000	0	京都会議 サマコン、全国大会、ありがとうブロック等
登録料	登録料	3	15,500	105,000	△	¥ 500×31名 関東地区大会(全員登録)
登録料	登録料	費	0	0	0	
非課税渉外費	慶	費	153,500	240,000	△	86,500
投資活動取得支出	周年事業	費	40,000	40,000	0	香典料・生花代・結婚祝い
予備費	周年事業	金	200,000	100,000	100,000	
当期支出	予備	費	200,000	100,000	100,000	
当期収入	予備	費	10645	140,816	△	130,171
次期繰り越し収支差額	予備	費	4,150,804	4,067,475	83,329	
	予備	費	0	0	0	
	予備	費	0	0	0	

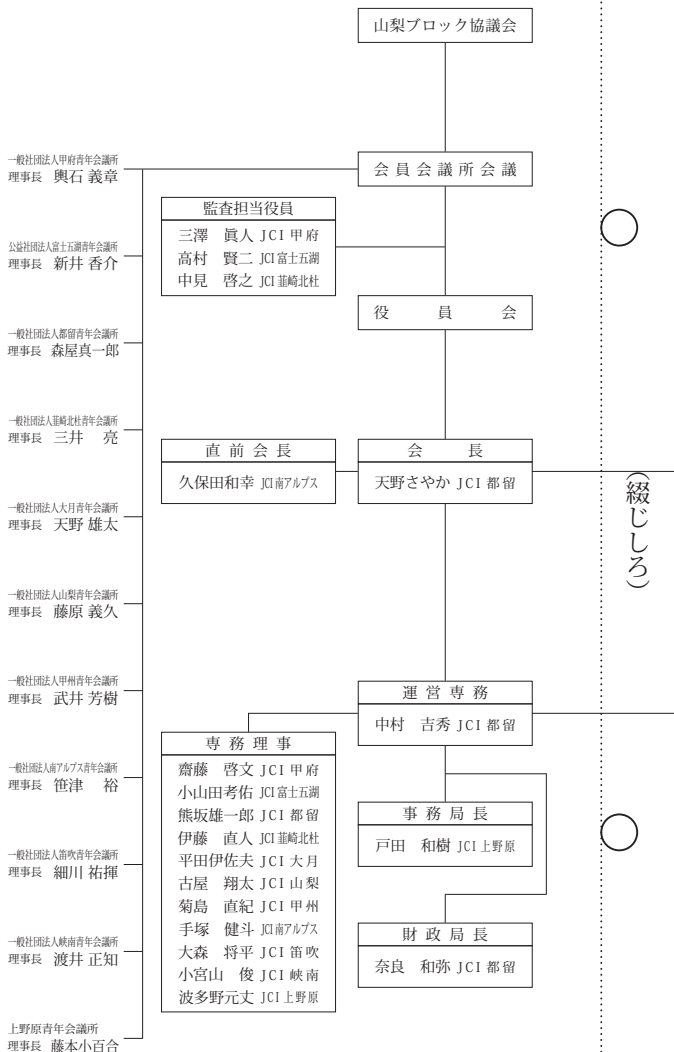
一般社団法人甲州青年会議所・山梨ブロック・

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	
総 会		3日(木)					
理事会	27日(木)	24日(木)	23日(水)	21日(木)	26日(木)	23日(木)	
役員会	13日(木)	10日(木)	10日(木)	7日(木)	12日(木)	9日(木)	
例会日		日()	20日(日)	24日(日)	日()	日()	
担 当			会 員 会 委 員 会	総 務 会 委 員 会 3 L O M 合 同 例 会			○
山梨ブロック協議会	賀詞交歓会 (京都) 日()						(綴じしろ)
	会員会議所 会議(甲府) 26日(水)	会員会議所 会議(甲府) 23日(水)	会員会議所 会議(甲府) 24日(木)	会員会議所 会議(甲府) 28日(木)	会員会議所 会議(甲府) 25日(水)	会員会議所 会議(甲府) 22日(水)	
関東地区協議会	地区会員 会議所会議 (京都) 日()						
日本JC・JCI	京都会議 (京都) 20日(木)～ 23日(日)		日本JC総会 (未定) 26日(土)		アフリカ・ 中東地域会議 11日(水)～ 14日(土)	ヨーロッパ 地域会議 13日(月)～ 19日(日)	○
	日本JC総会 (京都) 22日(土)				アメリカ 地域会議 25日(水)～ 28日(土)		
					アジア・太平洋 地域会議 26日(木)～ 29日(日)		

関東地区・日本J C 2022 年度スケジュール表

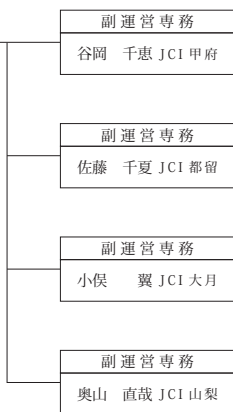
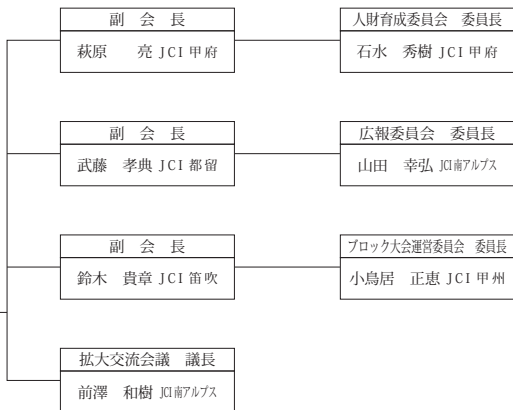
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
						1日(木)
	21日(木)	18日(木)	22日(木)	27日(木)	24日(木)	22日(木)
	7日(木)	4日(木)	8日(木)	13日(木)	10日(木)	8日(木)
	日()	日()	日()	日()	日()	日()
○	総 務 員 委 員 会 JCI大 和 JCI甲 州 合 同 例 会	会 委 員 員 会	まちづくり 委 員 会 山梨ブロック大会 主管LOM事業		青 少 年 委 員 会	総 務 委 員 会 卒 業 式
(綴じしろ)	会員会議所 会議(甲府) 28日(水)		ブロック大会 日() 会員会議所 会議(甲府) 28日(水)	会員会議所 会議(甲府) 26日(水)	ありがとう ブロック 日() 会員会議所 会議(甲府) 23日(水)	会員会議所 会議(甲府) 28日(水)
	関東地区大会 () 日()				ありがとう 関東地区 () 日()	
○	サマコン () 16日(土) ~ 17日(日) 国際アカデミー			全国大会 (大分) 7日(金) ~ 10日(月) 日本J C 総会 (大分) 8日(土)	JCI世界会議 7日(月) ~ 11日(金)	

山梨ブロック協議会



2022年度 組織図

(綴じしろ)



第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、一般社団法人甲州青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を山梨県甲州市塩山に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与する事を目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (2) 指導力啓発の知識及び修養の修得及び向上並びに能力の開発を利する事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の5種とし、正会員を以って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員
- (5) 監事会員

(正会員)

第8条 甲州市及び近在市町村に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。但し、年度中に40歳に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。

2. 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることができない。

(特別会員)

第9条 制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第10条 本会議所に功労のあった者で、理事会の議を経て推薦されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第11条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたものは賛助会員となることができる。

(監事会員)

第12条 42歳以下の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同し、理事会で承認されたものを監事会員とする。

(入 会)

第13条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. このほかに入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第14条 正会員は、本定款に別に定めるものの他、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第15条 本会議所の会員は、本定款並びにその他の規則を遵守し、本会議所の目的に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第16条 会員は、入会に際して入会金を納入し、総会において別に定める会費を毎年、所定の期日までに納入しなければならない。

(休 会)

第17条 やむを得ない事由により、長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、半額とする。

(会員資格の喪失)

第18条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死 亡
- (3) 破産又は青年被後見人若しくは被補佐人の審判
- (4) 公民権剥奪
- (5) 除 名

(退 会)

第19条 本会議所を退会しようとする会員は、事前にその旨を書面をもって理事長に提出することにより、いつでも退会することができる。

2. 前項の場合において、会費納入前に退会届を提出しても、その年度の会費は全額納入しなければならない。

（除 名）

第20条 本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において総議決数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) 会費納入義務を1箇年以上履行しないとき
- (4) 出席義務を履行しないとき
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき

第3章 総 会

（総会の構成）

第21条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会を以って、法人法上の社員総会とする。

（総会の種類）

第22条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 本会議所の通常総会は、毎年決算終了後の2か月以内と12月に開催する。
3. 前項に規定する、毎年決算終了後の2か月以内に開催される通常総会を以って法人法第36条第1項に規定する定時社員総会とする。

（総会の招集）

第23条 総会は、毎年決算終了後の2か月以内及び12月に理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。
 - (1) 理事会が招集の必要を協議したとき
 - (2) 5分の1以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき
3. 前項第3号に規定する総会は、その請求を受け取った日より30日以内に招集の手続きをしなければならない。
4. 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の14日前までに通知を発しなければならない。
5. 理事長はあらかじめ正会員の承諾を得たとき、当該正会員に対し、前項の書面による、通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは副理事長が指名する。

（総会の決議）

第25条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席により成立する。

2. 総会の議事は本定款に定めるものの他、出席正会員の過半数を以ってこれを議決する。但し、可決同数の場合は、議長がこれを決する。
3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通

知された事項について、法人法第41条第1項に規定する議決権行使書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、第1項、2項、第20条及び第28条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(表決権)

第26条 正会員は、総会において各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

第27条 次の事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更(但し、例会日程の変更についてはこの限りではない)
- (3) 法人法124条第3項の規定にする、理事会の承認を得た計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額の決定
- (6) 本会議所の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 次に掲げる規程の設定及び変更廃止
 - (ア) 一般社団法人甲州青年会議所会員資格規程
 - (イ) 一般社団法人甲州青年会議所役員選任方法に関する規程
- (9) その他特に重要な事項

(総会の特別決議)

第28条 法人法第49条第2項に掲げる事項を総会で議決するには、正会員総数の4分の3以上の議決によらなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第29条 理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を全員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
3. 総会の日から10年間、前項の議事録を事務所に備え置かなければならない。

第4章 役 員

(役員の種類及び数)

第31条 本会議所の役員は、次の通りとする。

- (1) 理 事 長 1 人
- (2) 副 理 事 長 2 人以上
- (3) 専 務 理 事 1 人
- (4) 理 事 正会員の3名以上
(理事長、副理事長、及び専務理事含む)
- (5) 監 事 2 人

2. 理事長、副理事長、専務理事及び理事を以って法人法上の理事とする。

(役員の資格及び任免)

第32条 役員は、本会議所の会員であることを要し、総会において選任又は解任される。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
3. 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の任期)

第33条 監事以外の役員の任期は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

但し、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 期の半ばに選任された役員の任期は、その期の末までとする。
4. 理事または監事は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の職務)

第34条 理事長を以って、法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、所務を総理する。

2. 副理事長は、理事としての職務執行権限の範囲において理事長を補佐する。
3. 専務理事は、理事としての職務執行権限の範囲において理事長及び副理事長を補佐し、庶務を司り、且つ事務局を統轄する。
4. 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査すること

(2) いつでも理事に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産状況を調査することができる

(3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

(4) 理事が不正行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない

(6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない

(7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる

(8) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査を総会に報告しなければならない

- (9) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる

(辞任及び解任)

第35条 役員は、理事会の承認を得ていつでも辞任することができる。

2. 役員は、総会において解任することができる。
3. 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいておこなわなければならない。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会の決議によって定める。

(責任の免除)

第37条 本会議所は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第38条 本会議所に理事会を置く

2. 理事会は全ての理事を以って構成する。

(理事会の権限)

第39条 理事会は、本定款の別に定めるものの他、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長の選定及び解職

但し、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる

- (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (4) 前各号に定めるものの他本会議所の業務執行の決定

- (5) 理事の職務の執行の監督

2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

- (6) 第37条の責任の免除

3. 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4. 直前理事長、顧問等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（種類及び開催）

第40条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は毎月1回以上開催する。

3. 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を以って理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から理事会に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（理事会の招集）

第41条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事会構成員の5人以上が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

（理事会の議長）

第42条 理事会の議長は、理事長若しくは、理事長の指名した者がこれに当たる。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長若しくは、副理事長の指名した者がこれに当たる。

（理事会の決議）

第43条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数を以ってこれを行う。ただし、総会において特別決議を要する事項についての決議は、総議決件数の3分の2以上の多数を以ってこれを行う。

2. 本条第1項の決議について特別な利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（理事会の決議事項）

第44条 理事会は、次の事項を審議処理する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委託された事項

(3) その他業務執行に必要な事項

（理事会の議事録）

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3. 理事会の日から10年間、前項の議事録を事務所に備え置かなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第46条 本会議所は、その目的達成のため、年間スケジュールに基づき開く。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第47条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究審議し、又は実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第48条 委員会は、委員長1人及び委員若干人をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

3. 正会員は、理事長、直前理事長(正会員ではない)、副理事長、専務理事及び監事(正会員ではない)を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(直前理事長)

第49条 本会議所に、任意の機関として直前理事長をおく。

2. 直前理事長は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

3. 直前理事長は、意見を求められたとき、理事長経験を生かし、所務について必要な助言をする。

第7章 会 計

(収 支)

第50条 本会議所の資産は、入会金、会費、その他の収入を以て構成する。

2. 本会議所の経費は、資産を以てこれに充てる。

(会計区分)

第51条 本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び特定費用準備資金及び資産取得資金会計(以下特定資産等会計)の3種に区分して処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3. 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4. 特定資産等会計は、特定資産等となるべき収支により積立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

(資産の団体性)

第52条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

2. 本会議所は会員その他のものに対し、いかなる剰余金の分配を行う事が出来ない。

第8章 管 理

(定款等の備置)

第53条 本会議所の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する事項
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(報告書類の提出)

第54条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 計算書類等(法人法123条第2項の規定する、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、収支計算書、財産目録)
2. 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる1月通常総会の会日の2週間前までにしなければならない。
3. 第1項の書類の交付を受けた監事は、厳正なる監査を行い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第37条第1項の規定により、当該監事は当該書類受領の日から4週間を経過した日までに監査報告を作成し、当該理事長に提出しなければならない。
4. 当該理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書等の備置)

第55条 理事長は、前条第1項に規定する書類をその通常総会の会日の1週間前までに本会議所の事務所に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第56条 会員は、第45条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(提 出)

第57条 理事長は、1月通常総会終了後、遅滞なく、第53条第1項の書類を公益社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

(書類の保管)

第58条 第53条第1項の書類のほか、次の書類を主たる本会議所の事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供すると共に、定款・会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(事務局)

第59条 本会議所は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

2. 事務局は事務局長を1人を置く。
3. 事務局長は、理事長の命を受け庶務を処理する。
4. 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
5. 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第60条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第61条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公 告)

第62条 本会議所の公告は、電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合にあっては、法人法第131条第2項の規定により官報に掲載する方法により広告する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第63条 本会議所の定款の変更は、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の総議決権の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

(解散事由)

第64条 本会議所は、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了又はその成功の不能
- (2) 破 産
- (3) 総会の決議
- (4) 正会員の欠亡

(残余財産の処分)

第65条 本会議所の解散等により清算をする場合において有する残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第66条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第67条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議を得て、その責務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 雑 則

(顧 問)

第68条 本会議所に顧問若干人を置く事ができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

(施行規則等)

第69条 本会議所は、定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めあるものの他、理事会の議を経て、施行に関する規則等を定める。

附 則

本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 本会議所の最初の理事長は武井芳樹とする。

4. 本会議所の理事長以外の最初の役員は以下の通りとする。

副理事長 古屋 敏弘

岡 二成

専務理事 菊島 直紀

理 事 石川 萌

雨宮 悠甫

鶴田虎太郎

植野 正保

雨宮なつみ

雨宮 広憲

三富 勇二

小島居正恵

監 事 宿澤 和也

古屋 寿彦

5. 本会議所の最初の直前理事長は守屋旭とする。

(綴じしろ)

平成27年1月30日改正

甲州青年会議所役員選任の方法に関する規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所定款第32条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、専務理事、理事、監事）の選出の方法を定めたものである。

第2章 理事長、監事選出、選考委員の選挙管理委員会

第2条 理事長、監事の選出委員を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。（以下選挙管理委員会と称する。）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員5名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て毎年6月30日までに各々指名により選出する。委員の欠員を生じた時は、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は4ヶ月とする。但し理事会の決議により任期を延期することが出来る。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関して責めに任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長がこれを決する。

第3章 理事長、監事選出選考委員会

第7条 次年度の理事長及び監事を選出するために理事長、監事選考委員会をおく。（以下選考委員会と称する。）

第8条 選考委員会は現在の理事及び理事経験者7名によって組織され、委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第9条 選考委員会は例会出席正会員により6名連記無記名投票によって選出する。尚、最低位同得票の場合にはJ C歴の多いものを上位とする。

第10条 選考委員会の被選挙権は理事経験者で6月末に於いて正会員であるものとする。

第4章 理事長、監事の選出

第11条 理事長、監事選考委員会は委員会員の合議によって次年度の理事長1名及び次年度監事2名を選出する。但し委員会は7分の5以上の委員の出席を要し、且つ賛成3分の2以上をもって決する。

第12条 前2条によって選出される次年度の理事長及び監事は当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要する。但し下記に掲げるものは被選挙者となり得ない。

- (1) 会費の納入を遅滞しているもの
- (2) 次年度において正会員の資格なきもの
- (3) 理事(特別理事は除く)経験なきもの

第13条 理事長、監事選考委員会は本章の定めるところに従い、次年度の理事長、監事を選出した上、7月の理事会に通知しなければならない。

第5章 理事選考

第14条 次年度の理事(理事長、直前理事長、監事を除く)は、6月30日現在の正会員のうちより、次年度理事長予定者が決定する。

附 則

本規定は昭和49年6月18日より施行する。

本規定は1989年 1月18日一部改正

本規定は1989年 8月 4日一部改正

本規定は2005年10月17日一部改正

(綴じしろ)

一般社団法人 甲州青年会議所 会員資格規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定したものである。

第2章 入 会

第2条 入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は次の各号の通りとする。

(1) 入会後満1ヵ年以上経過している者で出席率50%以上の者

(2) 被推薦者に対して1ヵ年の義務履行の連帯保証ができる者

第4条 理事長は入会資格審査を入退会に関する委員会へ委託する。

第5条 入退会に関する委員会は、推薦者並びに入会希望者に面談するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第6条 理事会は答申に基づき審査し、入荷の適否を決定する入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第7条 入会を承認された者は入会金及び会費等の納入をもって正会員となる。ただし入会承認後1ヵ月以内に会費の納入をしない場合はこの限りでない。

2. 定款第16条に定める入会金並びに年会費とは

入会金 正 会 員 金 15,000円

会 費 正 会 員 金100,000円

特別会員 金 30,000円

賛助会員 金 5,000円以上

第8条 会費は入会承認の月に12,000円。それに残月数に8,000円を乗じた金額を加えるものとする。

第3章 会 費 の 納 入

第9条 また、入会3年未満の会員については月々8,000円(入会承認の月は12,000円)の分納も可能とする。

第4章 会 員 の 失 格

第10条 定款第18条に定める行為があった時は、入退会に関する委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第11条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

第12条 例会及び委員会に対して欠席が連続5回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対し勧告を行い、勧告後1ヵ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

第5章 休 会

第13条 病気又は海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされる時は休会届を提出し理事会の承認を得て休会することができる。ただし

休会中の会費は納入しなければならない。

第6章 特別会員

第14条 定款第9条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し所定の入会金を納入したのち特別会員となることができる。

第15条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。

ただし、一切の表決権と選挙権及び監事選出選挙以外の被選挙権を有しない。

第7章 名誉会員

第16条 正会員及び本会議所の特別会員でない者で本会議所の設立発展に功勞のあったもので理事会の推薦により名誉会員となる。

第17条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。

ただし、一切の表決権と選挙権及び監事選出選挙以外の被選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第18条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

2. 会員資格は1年限りとする。

第19条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第20条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。

ただし、一切の表決権と選挙権及び監事選出選挙以外の被選挙権を有しない。

第9章 監事会員

第21条 本会議所の業務及び財産状況を監査するもので、最大2名が理事会の承認を経て監事会員となる。(正会員と兼ねることができる)

第22条 監事会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、正会員を兼ねている場合を除き一切の表決権と選挙権及び監事選出選挙以外の被選挙権を有しない。

第10章 顧問

第23条 本会議所の活動に対して適切な指導または助言を与えられる者を理事会の推薦により顧問とすることができる。任期は1年とし、再任は妨げない。

第24条 顧問は、要請に応じて理事会に出席し、意見を求められたとき経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

細 則

第25条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

附 則

1. 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(綴じしろ)

甲州青年会議所庶務規定

第1章 目 的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

第2章 事 務 局

第2条 事務局は総務委員会に置き、委員長がこれの統轄、管理にあたる。

第3条 総会及び理事会の議事録は委員長がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。条の推薦者の資格は次の各号の通りとする。

第4条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

(1) 本会議所の定款ならびに諸規定	永久保存
(2) 総会および理事会の議事録	永久保存
(3) 本会議所内部の文書綴	5年間保存
(4) 日本青年会議所及び青年会議所関係文書綴	1年間保存
(5) 本会議所報綴	1年間保存
(6) 事務局日誌	3年間保存
(7) 受発信簿	1年間保存
(8) 前項に属さない文書	1年間保存

第5条 委員長は備品台帳を整備し出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会 計 経 理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算書類及び諸表(貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)
- (3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条 金銭の出納は総務委員長が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 収支については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

第9条 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努め単位事業が完了したときは速やかに計画書証憑及び関係書類を揃え捺印の上理事長に提出しなければならない。

第10条 総務委員長は決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則として夫々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類をとのえなければならない。

第11条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 決算書類 | 永久保存 |
| (2) その他の会計書類 | 5年間保存 |

第4章 慶 弔

第12条 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 会員の結婚 | 5,000円 |
| (2) 会員の長期(30日以上入院)に亘る病気 | 5,000円 |
| (3) 会員の配偶者父母及び子供の死亡 | 生花一基 |
| (4) 以上の外必要と認めたとき理事会の協議によりこれを決定する。 | |

第4章 旅 費

第13条 理事長又は理事会の議をへた公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。

- | |
|---|
| (1) 目的地までの往復普通料金相当額(用務の都合により普通急行料金を加算する。) |
| (2) 宿泊料は実費相当額 |

細 則

第14条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以て定める。

附 則

本規定は昭和49年6月18日より施行する。

本規定は1989年 1月18日一部改正。

本規定は2005年10月17日一部改正。

一般社団法人 甲州青年会議所

会 員 名 簿

(綴じしろ)

1	雨 宮 正 悟 278 (平 6. 4.27)	血液型	O	090-3990-2714
	㈱シーサイドネット 統轄MG	shogo.ame.@gmail.com		
	職種 飲食業	F A X		
	会社 富士吉田市新西原4丁目10-17	phone 090-3990-2714		
2	自宅 甲州市塩山竹森2769	phone		
	雨 宮 なつみ 280 (平 4. 7.23)	血液型	AB	070-3532-0723
	Salon de Cherily 代表	e2m.7.jp@gmail.com		
	職種 サービス業	F A X		
3	会社 甲州市塩山上於曾1872衣川ビル2階	phone 070-2790-4150		
	自宅 甲州市塩山竹森1198	phone		
	雨 宮 広 憲 270 (平 2. 9.17)	血液型	AB	080-6616-3353
	太陽建機レンタル㈱ 会社員	kreva4646@icloud.com		
4	職種 レンタル業	F A X		
	会社 山梨市上栗原中町916-1	phone 080-8657-3561		
	自宅 甲府市上阿原町1146-2ブリリアントワビンソン102	phone		
	雨 宮 悠 甫 269 (平元. 5.14)	血液型	B	090-5820-9205
5	㈲甲斐鋼建 取締役	kaikouken.yusuke@blue.ocn.ne.jp		
	職種 建設業	F A X 0553-23-1290		
	会社 山梨市三ヶ所309-1	phone 0553-33-6802		
	自宅 甲州市塩山上於曾419-5	phone 0553-33-6802		
6	池 田 勇 人 238 (平元.11. 6)	血液型	B	090-4849-8810
	塩山温泉 宏池荘 専務	hyt88101106@gmail.com		
	職種 温泉/宿泊施設	F A X 0553-32-2013		
	会社 甲州市塩山上於曾1231-7	phone 0553-33-2033		
7	自宅 甲州市塩山竹森2769	phone 0553-33-9680		
	石 川 和 重 225 (昭59. 7. 9)	血液型	B	080-5035-0709
	㈱石川工務所 専務	topknot4g@icloud.com		
	職種 建設業	F A X 0553-32-2171		
8	会社 甲州市塩山上於曾1990	phone 0553-32-2170		
	自宅 甲州市塩山上於曾1990	phone 0553-32-2170		
	石 川 萌 279 (平 4. 4.28)	血液型	AB	080-5375-1428
	春風 代表	harukaze.design@gmail.com		
9	職種 情報サービス	F A X		
	会社 甲州市塩山上於曾717-3	phone 080-5375-1428		
	自宅 甲州市塩山上於曾717-3	phone		
	板 倉 大 輔 220 (昭57. 5. 7)	血液型	O	090-4399-5757
10	㈱板倉工業 取締役	itakurakougyou@space.ocn.ne.jp		
	職種 建設業	F A X		
	会社 甲州市塩山三日市場3245-1	phone 0553-20-6123		
	自宅 甲州市塩山上於曾2247	phone		
11	植 野 正 保 253 (平 4. 3.29)	血液型	A	080-3731-8337
	植野興業㈱ 取締役	u-masayasu@ueno-kogyou.com		
	職種 建設業	F A X		
	会社 甲州市塩山上於曾1896	phone 0553-33-2100		
12	自宅 甲州市塩山上於曾1883	phone		

10	岡 二 成 217 (昭60. 9. 3)	血液型	O	090-4819-5956
	クローバー学園 児童指導員	okatsugu0903@yahoo.co.jp		
	職種 児童福祉施設	F A X		
	会社 甲州市塩山上塩後462	phone 0553-33-4541		
	自宅 甲州市塩山上於曾1216-5	phone 0553-32-3705		
11	小 原 千 知 230 (平元. 3.14)	血液型	A	080-6518-5708
	南ときわ薬局ときわ調剤センター 管理薬剤師	kiraki_135m@yahoo.co.jp		
	職種 薬局	F A X 0553-21-8152		
	会社 山梨市万力75	phone 0553-21-8151		
	自宅 山梨市落合817Rivulet C	phone		
12	ガヤーン・ウィニータ 216 (昭60. 3.27)	血液型	O	080-5413-0282
	株式会社ビマントレーディング 代表取締役	gayan_327@yahoo.com		
	職種 自動車販売／買取	F A X 0553-39-8262		
	会社 甲州市塩山下萩原1888-1	phone 0553-39-8262		
	自宅 山梨市下栗生野517	phone		
13	菊 島 直 紀 226 (昭62. 2.21)	血液型	A	080-5457-5357
	セブソーイレブン山梨北店 オーナー	kikusima0086@gmail.com		
	職種 小売業	F A X		
	会社 山梨市北226	0552-22-0300		
	自宅 山梨市小原東830-1メゾンセバージュ C101	phone		
14	熊 谷 信 利 236 (昭58. 2. 5)	血液型	O	090-7289-8783
	社会福祉法人 光風会	meer-lotos@hotmail.co.jp		
	職種 社会福祉法人	F A X 0553-33-7513		
	会社 甲州市塩山西野原603	phone 0553-33-7511		
	自宅 甲州市塩山赤尾515	phone		
15	小島居 正 恵 256 (昭和58. 1.12)	血液型	A	090-4664-1793
	株式会社塩山薬局 総務	doce.de.enero83@gmail.com		
	職種 薬局	F A X 0553-32-4484		
	会社 甲州市塩山上於曾1753	phone 0553-33-2555		
	自宅 甲州市塩山上於曾1753	phone 0553-33-2555		
16	佐 田 謙太郎 268 (平 3.12. 6)	血液型	A	090-1053-0297
	JAフルーツ山梨 事務管理係	botan.jgm@gmail.com		
	職種 金融	F A X		
	会社 山梨市三ヶ所890-1	phone		
	自宅 甲州市塩山下萩原2050	phone 0553-33-3970		
17	武 井 芳 樹 250 (昭58. 3. 6)	血液型	O	090-5212-3670
	株式会社泰盛商事 取締役	gu.choki.pa.tyoro@gmail.com		
	職種 産廃業	F A X 0553-39-8398		
	会社 笛吹市一宮町坪井2113-9	phone 0553-39-8399		
	自宅 甲州市塩山千野343-3	phone		
18	辻 信 八 郎 281 (平 5. 4.28)	血液型	AB	090-2306-6956
	富士急行㈱ 係	tsuji8shimpachiro@gmail.com		
	職種 不動産	F A X		
	会社 南都留郡山中湖村平野506-296	phone 0555-62-1500		
	自宅 甲州市勝沼町山1463	phone		
19	辻 悠 真 242 (平 5. 4.14)	血液型	O	090-2430-0414
	㈱エスティ設計	3821a3821@gmail.com		
	職種 設計・測量	F A X		
	会社 甲州市勝沼町小佐手718	phone 0553-44-2442		
	自宅 甲州市勝沼町小佐手1883-4	phone		

20	鶴 田 虎太郎 255 (昭58. 3.17)	血液型	B	090-1993-3427
	(有)ガーデン甲斐 専務	hasiriya-ktr@docomo.ne.jp		
	職種 小売業	F A X 0553-32-0487		
	会社 甲州市塩山西広門田45-1	phone 0553-32-0087		
	自宅 甲州市塩山中萩原549-2	phone 0553-33-3361		
21	広 瀬 勇 斗 271 (平 2. 4. 4)	血液型	A	090-4728-4004
	ワークス 主任	yu44to@icloud.com		
	職種 建設業	F A X		
	会社 甲斐市大下条81-3	phone 055-277-5338		
	自宅 甲州市千野3508-3	phone		
22	古 屋 拳史郎 272 (平 2. 5.16)	血液型	O	080-1169-4768
	榊丸太 現場主任	furuya@maruta-k.com		
	職種 建設業	F A X 055-232-1491		
	会社 甲府市向町416-7	phone 080-4635-5868		
	自宅 笛吹市石和町市部598-23	phone		
23	古 屋 敏 弘 233 (昭57. 3. 3)	血液型	A	090-1469-6205
	(有)アップルニュース 代表	applen@green.ocn.ne.jp		
	職種 新聞販売	F A X 0553-32-1050		
	会社 甲州市塩山上於曾382	phone 0553-33-2107		
	自宅 甲州市塩山上於曾378-1	phone		
24	前 嶋 康太郎 260 (平元. 5.11)	血液型	O	090-4492-9009
	甲州市市役所 職員	Kohtallow@gmail.com		
	職種 市役所職員	F A X		
	会社 甲州市塩山上於曾1085-1	phone 0553-32-2111		
	自宅 山梨市牧丘町千野々宮575	phone		
25	三 富 勇 二 264 (昭59. 7.20)	血液型	A	090-2332-0458
	ジブラルタ生命保険㈱	sptrac1546@gmail.com		
	職種 保険業	F A X		
	会社 甲府市丸の内3-20-3	phone 055-221-7056		
	自宅 甲斐市中下条479-8	phone		
26	向 山 祐 司 247 (昭57. 2.21)	血液型	A	090-5771-6072
	塩山駅前郵便局 局長	euro0221@gmail.com		
	職種 郵便局	F A X 0553-32-1087		
	会社 甲州市塩山上於曾1719-15	phone 0553-33-6920		
	自宅 山梨市牧丘町窪平256-1	phone		
27	武 藤 海 273 (平 4. 3. 7)	血液型	B	090-4745-5005
	㈱武藤研工 代表取締役	yamanashi.hatsuri@mutoh-kikoh.co.jp		
	職種	F A X 0553-35-3400		
	会社 山梨市牧丘町西保下917	phone 0553-35-3400		
	自宅 山梨市牧丘町西保下917	phone		
28	山 内 彩 果 276 (平 2. 1.21)	血液型	O	080-4738-0182
	住友生命保険相互会社 その他	k6ala4hl@gmail.com		
	職種 保険代理店	F A X		
	会社 甲州市塩山下於曾1342	phone 0553-32-4205		
	自宅 笛吹市春日居町加茂193-6	phone		
29	山 邊 明 広 274 (平 4. 3.13)	血液型	A	090-3990-2714
	㈱新昭和ウィザーズ 所長代理	akihiro.yamabe@shinshowa.co.jp		
	職種 一般建築請負業者	F A X		
	会社 中巨摩郡昭和町西条123	phone 080-4199-0908		
	自宅 笛吹市石和町広瀬535メゾンスコレー 2-102	phone		

30	山 本 誠 司 240 (昭60. 6. 2)	血液型	O	090-2487-2923
	山本工務店 主任	concreteseijin@gmail.com		
	職種	土木建設業	F A X 0553-33-2903	
	会社	甲州市赤尾508	phone 0553-33-2902	
	自宅	甲州市塩山赤尾508	phone 0553-33-2902	
31	吉 田 学 267 (昭58.11.28)	血液型	B	080-1309-5488
	EM.Direction 代表	emd20200729@gmail.com		
	職種	ウェブ制作	F A X 0553-88-9242	
	会社	山梨市小原東381いせやビル1F	phone 0553-88-9241	
	自宅	山梨市小原西1232川合ハイツ201	phone 0553-23-2610	

甲州青年会議所 卒業生名簿

1	秋 山 一 也 (昭50. 8. 1)	血液型	O	070-1000-6515
	㈲タスクマスター 代表取締役	info@taskmaster.jp		
	職種 警備業	F A X 0553-33-8048		
	会社 甲州市塩山藤木1983-1	phone 0553-33-8068		
2	浅 野 晃 一 (昭39.12. 5)	血液型	O	090-3246-6975
	昭和建設㈱ 副社長	showa@mxs.cosmo.ne.jp		
	職種	F A X 0553-32-1704		
	会社 甲州市塩山熊野143	phone 0553-32-1717		
3	雨 宮 孝 浩 (昭54.12.21)	血液型	B	090-6488-7676
	雨宮商店 代表	cool7733@yahoo.co.jp		
	職種 産廃業	F A X		
	会社 甲斐市竜王1437	phone 055-276-9611		
4	雨 宮 浩 紀 (昭46.12.27)	血液型	O	090-8586-9546
	花と果物なるみや 社長	f.f.naru@trust.ocn.ne.jp		
	職種 小売・御業	F A X 0553-32-4450		
	会社 甲州市塩山上於曾1143-1	phone 0553-33-2041		
5	雨 宮 康 順 (昭52. 9. 3)	血液型	O	090-2653-8731
	㈱三興山梨 代表取締役	amemiya@sankou-yamanashi.co.jp		
	職種 印刷・看板・彫刻業	F A X 0553-44-2662		
	会社 甲州市勝沼町勝沼2993	phone 0553-44-0359		
6	網 野 和 人 (昭25. 1. 8)	血液型	O	
	㈲アミノ測量 代表取締役			
	職種	F A X 0553-32-3880		
	会社 甲州市塩山下於曾1526-3	phone 0553-32-0381		
7	池 田 宏 司 (昭50.12.14)	血液型	B	090-2527-5515
	ちょんまげ 社長			
	職種 飲食店	F A X 0553-33-8048		
	会社 甲州市塩山下於曾1389-2	phone 0553-20-6066		
8	池 田 孝 (昭22. 7.28)	血液型	B	
	宏池荘 社長			
	職種	F A X		
	会社 甲州市塩山上於曾1959	phone 0553-33-2033		
9	池 田 友 一 (昭16. 3. 5)	血液型	A	
	広友館 社長			
	職種	F A X 0553-32-1300		
	会社 甲州市塩山上於曾1961	phone 0553-33-3121		
	自宅 甲州市塩山上於曾1961	phone 0553-33-3123		

(綴じしろ)

10	石 川 重 人 (昭30. 9.28)		血液型	O	
	㈱石川工務所 代表取締役				
	職種			F A X	0553-32-2171
	会社	甲州市塩山上於曾1990		phone	0553-32-2170
	自宅	甲州市塩山藤木1983-1		phone	0553-32-2170
11	遠 藤 美千流 (昭54.11.19)		血液型	O	090-8688-1839
	宿沢フルーツ農園		lovelove.hanachan.1119@docomo.ne.jp		
	職種	観光農園		F A X	0553-39-8591
	会社	甲州市塩山中萩原3183		phone	0553-39-8581
	自宅	笛吹市石和町広瀬313-1		phone	090-8688-1839
12	岡 昌 宏 (昭39. 4. 3)		血液型	A	090-3139-1894
	㈱マルオ木材産業 代表		masa@mx.cosmo.ne.jp		
	職種			F A X	0553-32-4191
	会社	甲州市塩山上栗生野1183-1		phone	0553-33-4540
	自宅	甲州市塩山赤尾463-1-504		phone	0553-32-3802
13	岡 部 臣 矢 (昭23. 1.28)		血液型	A	
	㈱岡部製材 社長		oriver@kcnet.ne.jp		
	職種			F A X	0553-33-3091
	会社	甲州市塩山赤尾250		phone	0553-33-3015
	自宅	甲州市塩山赤尾250		phone	0553-33-3015
14	小 川 通 弘 (昭45. 4. 7)		血液型	A	090-4437-1396
	㈱オリバー製作所 代表取締役				
	職種	製造業		F A X	0553-33-2589
	会社	甲州市塩山小屋敷1321		phone	0553-33-3605
	自宅	甲州市塩山小屋敷1321		phone	0553-33-3605
15	荻 原 清 彦 (昭30.10. 2)		血液型	O	
	㈱荻原商店 専務取締役				
	職種			F A X	0553-33-2531
	会社	甲州市塩山上於曾1861-2		phone	0553-33-2200
	自宅	甲州市塩山上於曾1861-2		phone	0553-32-1991
16	小 澤 健太郎 (昭50. 6.13)		血液型	O	090-2656-2485
	峡東ケーブルネット 代表取締役社長		k-ozawa@kcnet.ne.jp		
	職種	放送・通信		F A X	0553-33-6057
	会社	甲州市塩山上於曾1079		phone	0553-33-2252
	自宅	甲州市塩山下於曾73-5		phone	0553-33-2347
17	風 間 敬 夫 (昭27. 1.19)		血液型	B	
	㈱甲斐ワイナリー 取締役				
	職種			F A X	0553-32-2032
	会社	甲州市塩山下於曾910		phone	0553-32-2032
	自宅	甲州市塩山下於曾910		phone	0553-32-2032
18	菊 島 高 広 (昭50. 9.23)		血液型	O	090-9158-6383
	ワンダーフォーゲル㈱ 代表取締役		ipeachi.02@gmail.com		
	職種			F A X	
	会社	笛吹市一宮町石890		phone	
	自宅	笛吹市一宮町東原938-1		phone	
19	功 刀 隆 則 (昭17. 5.21)		血液型	B	
	大和珪石㈱ 社長				
	職種			F A X	
	会社	甲州市塩山赤尾258		phone	0553-32-3511
	自宅	南アルプス市上今井958		phone	055-282-2066

20	久保川 一 也 (昭53. 9.27)	血液型		090-2477-7024
	手打ちうどん 信玄	kazuya.kubokawa0314@gmail.com		
	職種 飲食業	F A X		
	会社 甲州市勝沼町綿塚600-1	phone 0553-44-3368		
	自宅 山梨市上石森1028-4 ヤザキアパート1	phone		
21	熊 谷 和 正 (昭22.11.30)	血液型	O	
	光風園 理事長			
	職種	F A X		
	会社 甲州市塩山赤尾515	phone 0553-33-3169		
	自宅 甲州市塩山赤尾515	phone 0553-33-3169		
22	五 味 一 彦 (昭22. 7.12)	血液型	A	
	五味葡萄酒㈱			
	職種	F A X 0553-33-3058		
	会社 甲州市塩山藤木1937	phone 0553-33-3058		
	自宅 甲州市塩山藤木1937	phone 0553-33-3058		
23	三 枝 勉 (昭12. 8.28)	血液型		
	中央生コンクリート㈱ 代表取締役			
	職種	F A X		
	会社 甲州市塩山藤木1914	phone 0553-32-3561		
	自宅 甲州市塩山赤尾513	phone 0553-33-3469		
24	斎 藤 潤 一 (昭43. 5.21)	血液型	A	090-8818-5277
	三森建設㈱ 代表取締役	info@mitumori-k.com		
	職種 建設業	F A X 0553-48-2587		
	会社 甲州市勝沼町菱山3687	phone 0553-48-2585		
	自宅 甲州市勝沼町菱山3687	phone 0553-44-2400		
25	篠 田 聡 (昭47. 7. 6)	血液型	O	090-8878-5711
	㈱内藤精機 専務取締役	natio@kcnet.ne.jp		
	職種 製造業	F A X 0553-33-3911		
	会社 甲州市塩山千野3758-2	phone 0553-33-5711		
	自宅 甲州市塩山小屋敷140	phone 0553-33-9777		
26	清 水 俊 二 (昭46.11. 8)	血液型	A	
	㈱清水屋 代表			
	職種 酒類卸販売	F A X 0553-32-4443		
	会社 甲州市塩山下於曽1577	phone 0553-32-4444		
	自宅 甲州市塩山下於曽1577	phone		
27	志 村 功 (昭22. 4.12)	血液型	AB	
	志村林業松葉荘 社長			
	職種	F A X 0553-33-9351		
	会社 甲州市塩山上於曽566-2	phone 0553-33-4656		
	自宅 甲州市塩山上於曽566-2	phone 0553-33-9391		
28	宿 沢 文 夫 (昭16. 3.28)	血液型	AB	
	宿沢歯科医院 院長			
	職種	F A X		
	会社 甲州市塩山上於曽1799	phone 0553-33-2281		
	自宅 甲州市塩山上於曽1799	phone 0553-33-2281		
29	新 谷 金 也 (昭15. 6. 1)	血液型	A	
	職種	F A X 0553-33-9675		
	会社 甲州市塩山小屋敷136	phone 0553-33-4584		
	自宅 甲州市塩山小屋敷136	phone 0553-33-4584		

30	鈴木 康 仁 (昭48. 5.29)	血液型	B	090-3607-3549
	㈱鈴木産業 専務取締役	suzukisangyo@palette.plala.or.jp		
	職種 建設業	F A X 0553-22-3113		
	会社 山梨市下栗原1399-1	phone 0553-22-1591		
	自宅 笛吹市春日居町鎮目1651-5 サンライフ春日居201	phone 0553-39-8866		
31	須 田 康 裕 (昭55. 7.31)	血液型	O	080-5022-0455
		sudavfk111@yahoo.co.jp		
	職種	F A X		
	会社	phone		
	自宅 甲斐市中下条792番地1 コーポハートサイトC103号	phone		
32	鷹 野 忠 彦 (昭31. 6.25)	血液型	O	
	㈱和泉屋 代表取締役			
	職種	F A X 0553-32-2054		
	会社 甲州市塩山上於曾1213-4	phone 0553-32-2053		
	自宅 甲州市塩山上於曾1213-4	phone 0553-32-2053		
33	武 井 利 晃 (昭51.10.19)	血液型	A	090-1401-8607
	武井自動車 代表	toshi-china@bj.wakwak.com		
	職種 自動車販売／整備	F A X 0553-44-3773		
	会社 甲州市勝沼町綿塚602-1	phone 0553-20-4666		
	自宅 甲州市勝沼町綿塚602-1	phone 0553-20-4666		
34	竹 川 良 雄 (昭31. 7.22)	血液型	B	
	大和旅館 社長			
	職種	F A X 0553-32-4180		
	会社 甲州市塩山上於曾419	phone 0553-33-2276		
	自宅 甲州市塩山上於曾419	phone 0553-33-2276		
35	田 中 真 (昭48. 5. 9)	血液型		090-1046-3845
	メトライフ生命㈱ 甲府営業所代理店			
	職種 保険業	F A X		
	会社 中央市下河東3004-4	phone		
	自宅 中央市下河東3004-4	phone		
36	田 辺 篤 (昭20. 1. 3)	血液型	B	
	職種	F A X		
	会社	phone		
	自宅 甲州市塩山下於曾1240	phone 0553-32-3160		
37	田 辺 重 洋 (昭40.12.15)	血液型	B	
	㈱田辺運輸 代表			
	職種	F A X		
	会社 甲州市塩山下塩後971	phone 0553-33-3916		
	自宅 甲州市塩山下塩後971	phone		
38	田 辺 裕 人 (昭19. 5. 7)	血液型	A	090-3041-0057
	㈱オリンピックスポーツ 代表取締役			
	職種	F A X 0553-33-7711		
	会社 甲州市塩山下於曾1073-2	phone 0553-33-2318		
	自宅 甲州市塩山下於曾602-3	phone 0553-32-3152		
39	土 屋 武 (昭32. 8.14)	血液型	O	
	塩山市役所			
	職種	F A X		
	会社 甲州市塩山上於曾1040	phone 0553-32-2111		
	自宅 甲州市塩山下於曾1118	phone 0553-33-5398		

40	筒井 治彦 (昭28. 3.24)		血液型	O	
	筒井歯科医院 副院長				
	職種			F A X	
	会社	甲州市塩山赤尾611		phone 0553-33-2574	
	自宅	甲州市塩山上於曾1729		phone 0553-33-5398	
41	天 川 住 夫 (昭33. 6. 1)		血液型	A	
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
42	天 川 貴 (昭30. 1. 9)		血液型	B	
	榊天川組 代表取締役				
	職種			F A X 0553-33-1202	
	会社	甲州市塩山千野559		phone 0553-33-2256	
	自宅	甲州市塩山上於曾1206		phone 0553-33-2309	
43	手 塚 喜 久 (昭35. 2.14)		血液型	A	
	㈲松里運送 代表取締役				
	職種			F A X 0553-33-3858	
	会社	甲州市塩山三日市場794		phone 0553-33-5114	
	自宅	甲州市塩山三日市場794		phone 0553-33-3068	
44	永 田 貴 司 (昭39.12.14)		血液型	A	090-5573-8111
	雨宮工業㈱				
	職種			F A X 0553-33-8048	
	会社	甲府市新川2-6-42		phone 055-253-4361	
	自宅	甲州市塩山上萩原2202		phone	
45	中 村 昭 仁 (昭39. 7.23)		血液型	A	090-3246-3708
	山東水産㈱ 代表取締役社長			info@taskmaster.jp	
	職種			F A X 0553-33-3241	
	会社	甲州市塩山上於曾940		phone 0553-33-3240	
	自宅	甲州市塩山上於曾975		phone 0553-32-1349	
46	中 村 保 一 (昭17. 4.28)		血液型	B	070-1000-6515
				info@taskmaster.jp	
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅	甲州市塩山上於曾1091		phone 0553-33-2302	
47	中 山 健 夫 (昭18. 4.19)		血液型	B	
	中山健夫司法書士事務所 所長				
	職種			F A X 0553-33-9797	
	会社	甲州市塩山上於曾941-1		phone 0553-33-6064	
	自宅	甲州市塩山下萩原1806-1		phone 0553-33-4759	
48	西 海 達 彦 (昭53. 9. 1)		血液型	O	090-1811-4637
	勝沼自動車整備工場 代表			saikai@yellow.plala.or.jp	
	職種	自動車整備・販売		F A X 0553-44-1613	
	会社	甲州市勝沼町小佐手1254-9		phone 0553-44-0700	
	自宅	甲州市勝沼町勝沼1215-1		phone	
49	萩 原 勝 (昭23. 4. 4)		血液型	O	
	萩原会計事務所 所長				
	職種			F A X 055-228-9046	
	会社	甲府市丸の内3-1-5		phone 055-222-8080	
	自宅	甲州市勝沼町勝沼3050		phone 0553-44-0325	

50	長谷川 喜 洋 (昭26.10.25)		血液型	B	
	(株)ハセガワスタジオ 代表取締役				
	職種				F A X 0553-32-3015
	会社	甲州市塩山上井尻1029-2			phone 0553-33-2792
	自宅	甲州市塩山上井尻1029-2			phone 0553-33-2792
51	幡 野 文 章 (昭46.11.22)		血液型	AB	080-1138-5120
	(株)ダスキンはたの 専務		hatano@violin.ocn.ne.jp		
	職種	清掃用具のレンタル・販売			F A X 0553-32-3015
	会社	甲州市塩山上於曾888-3			phone 0553-33-5750
	自宅	甲州市塩山上於曾888-3			phone 0553-33-5750
52	原 田 孝一郎 (昭51.11.12)		血液型	A	090-5342-7460
	㈱栄和交通		eiwa-kotsu@themis.ocn.ne.jp		
	職種	観光バス・旅行業			F A X 0553-26-4322
	会社	笛吹市春日居春日居町別田361-1			phone 0553-26-2344
	自宅	山梨市牧丘町倉科1262			phone 0553-35-2602
53	広 瀬 宗 勝 (昭14. 4. 4)		血液型	O	
	甲州市議会議員				
	職種				F A X
	会社	甲州市塩山上於曾1040			phone 0553-32-2111
	自宅	甲州市塩山上塩後671			phone 0553-33-4049
54	日 向 正 (昭23. 3. 1)		血液型	A	
	職種				F A X
	会社				phone
	自宅	甲州市塩山上於曾1603			phone
55	平 塚 悟 (昭55. 3.27)		血液型		090-4844-8769
	(株)平塚燃料 社員, 甲州市議会議員		str.hiratsu@gmail.com		
	職種	燃料販売業			F A X 0553-44-3386
	会社	甲州市勝沼町勝沼3251			phone 0553-44-0190
	自宅	甲州市勝沼町勝沼3251			phone 0553-44-0190
56	廣 川 泰 司 (昭46. 9.29)		血液型	O	090-4669-2128
	(株)廣川工業所 専務取締役		tpe101tw@kcnet.ne.jp		
	職種	建設業			F A X 0553-32-1842
	会社	甲州市塩山上萩原142			phone 0553-33-3335
	自宅	甲州市塩山上萩原142			phone 0553-33-3335
57	古 屋 澄 夫 (昭25.11.22)		血液型	A	
	(株)アップルニュース 代表取締役				
	職種				F A X 0553-32-1050
	会社	甲州市塩山上於曾382			phone 0553-33-2107
	自宅	甲州市塩山上於曾382			phone 0553-33-3237
58	古 屋 浩 (昭27.12.24)		血液型	O	
	職種				F A X 0553-32-0440
	会社				phone 0553-33-8068
	自宅	甲州市塩山上於曾1104			phone 0553-33-6008
59	保 坂 忠 (昭20. 3.24)		血液型	O	
	職種				F A X
	会社				phone
	自宅	甲州市塩山上於曾1743			phone 0553-33-2115

60	堀内憲治 (昭28.5.1)		血液型	A	
	堀内憲治税理士事務所 所長				
	職種			F A X	055-263-4414
	会社	笛吹市石和町市部977-26		phone	055-263-4414
61	自宅	甲州市塩山上於曾634-1		phone	0553-33-2740
	松山典嗣 (昭54.12.21)		血液型	AB	090-5797-0372
	宗教法人法幢院 代表				soto.houdouin@gmail.com
	職種	宗教法人		F A X	0553-33-7772
62	会社	甲州市塩山上萩原94		phone	0553-33-2029
	自宅	甲州市塩山上萩原94		phone	0553-33-2029
	丸山達也 (昭27.8.12)		血液型	A	
	まるやま 代表				
63	職種			F A X	0553-33-6946
	会社	甲州市塩山上萩原1719		phone	0553-32-0297
	自宅	甲州市塩山上萩原1719		phone	0553-32-0297
	南宏道 (昭28.11.13)		血液型	O	
64	南ホンダ(株) 社長				
	職種			F A X	0553-32-3441
	会社	甲州市塩山西広門田287		phone	0553-32-0297
	自宅	甲州市塩山西広門田422-5		phone	
65	安井洋雲 (昭51.11.19)		血液型	O	090-2337-5492
	家庭教師				yoyo.ya1976@gmail.com
	職種			F A X	
	会社			phone	
66	自宅	甲府市德行2-3-1 コーポ富士305		phone	
	矢崎博男 (昭26.5.26)		血液型	A	
	住友生命甲府緑ヶ丘支部 支部長				
	職種			F A X	055-259-0908
67	会社	甲府市塩部1-13-21		phone	055-251-0334
	自宅	甲州市塩山上萩原2144		phone	0553-33-9490
	矢崎浩 (昭36.6.28)		血液型	B	090-3143-9805
	(有)矢崎住宅設備 代表取締役				hsya@citrus.ocn.ne.jp
68	職種	LPガス販売		F A X	0553-32-2061
	会社	甲州市塩山下於曾542-2		phone	0553-33-2565
	自宅	甲州市塩山下於曾542		phone	0553-33-2565
	矢崎友規 (昭48.3.26)		血液型	A	090-4103-3232
69	(有)矢崎住宅設備				yukihato_326@hotmail.co.jp
	職種	LPガス販売		F A X	0553-32-2061
	会社	甲州市塩山下於曾542-2		phone	0553-33-2565
	自宅	甲州市塩山下於曾542		phone	0553-33-2565
70	柳場文彦 (昭47.11.1)		血液型	A	090-8700-6250
	(株)岡本工業 代表取締役				yanagiba-okamoto@seagreen.ocn.ne.jp
	職種	建設業		F A X	0553-22-8160
	会社	山梨市上神内川241-1		phone	0553-23-0303
71	自宅	山梨市上神内川241-1		phone	0553-22-5353
	山下浩 (昭15.7.14)		血液型	B	
	山下精工 社長				
	職種			F A X	
72	会社	山梨市牧丘町隼506		phone	0553-35-3003
	自宅	山梨市万力1193		phone	0553-35-3817

70	山 本 輝 幸 (昭29. 1.19)		血液型	A	
	(有)山恵地所峡東事務所 所長				
	職種	警備業		F A X	
	会社	甲州市塩山上於曾821		phone 0553-32-3010	
	自宅	甲州市塩山赤尾753-1		phone 0553-33-4493	
71	渡 邊 敬 介 (昭51. 4.21)		血液型	A	070-5469-7197
	(株)ウイズ坂本		gobysp66@gmail.com		
	職種	保険業		F A X 055-276-3139	
	会社	甲斐市富竹新田1438-4		phone 055-276-3121	
	自宅	甲州市塩山上於曾1402-3		phone 0553-31-9039	

甲州青年会議所 物故名簿

(綴じしろ)

1	外 川 勝		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
2	日 原 悦 生		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
3	中 村 厚 雄		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
4	広 瀬 芳 秀		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
5	尾 谷 良 行		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
6	広 瀬 勝		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
7	岩 瀬 光 明		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
8	中 村 公 孝		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
9	代 永 丈 人		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅		phone		



10	中 村 利 三		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
11	小 川 都 彦		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
12	加 藤 賢 一		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
13	塩 野 登 章		血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
14			血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
15			血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
16			血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
17			血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
18			血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	
19			血液型		
	職種			F A X	
	会社			phone	
	自宅			phone	

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

(綴じしろ)

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

（綴じしろ）

勘 定 科 目

勘 定 科 目 名		勘定科目の内容説明	消費税等課税区分
収 入 の 部	登 録 料 収 益	事業参加者の会費	課税収益
	寄 付 金 収 益	企業・団体・個人からの事業に対する寄付金	特定収益
	補 助 金	国庫補助金	特定収益
		地方公共団体補助金	特定収益
		民間補助金	特定収益
	助 成 金	国庫補助金	特定収益
		地方公共団体補助金	特定収益
		民間補助金	特定収益
	広 告 料 収 益	新聞、プログラム等に掲載する広告協賛金	課税収益
	販 売 収 益	物品等の販売による収入	課税収益
	事 業 繰 入 金	一般会計の事業費からの繰入金	その他収益
	雑 収 益	預金利息	非課税収益
費 用 の 部	会 場 設 営 費	会 場 費 ※JC会館使用料はマニュアル記載金額を算出 根拠とし、見積書の提出は不要とする	課税支出
		設 営 費 会場の舞台装置及び関連設備の費用	課税支出
		レ ン タ ル 料 機材等のレンタル料	課税支出
		運 送 費 機材等の運搬料	課税支出
		人 件 費 会場設営に関わる業者人件費	非課税その他
		食 事 代 会場設営に関わるボランティア等の食事代	課税支出
	企 画 ・ 演 出 費	企 画 費 事業、大会等の企画費	課税支出
		演 出 費 事業、大会等の演出費	課税支出
		人 件 費 アルバイト、通訳、アドバイザー等の人件費	課税支出
		旅 費 交 通 費 企画・演出に伴う旅費交通費	課税支出
		消 耗 品 費 企画・演出に伴う消耗品費	課税支出
		食 事 代 企画・演出に伴うボランティア等の食事代	課税支出
	本 部 団 関 係 費	会 場 費 本部団の会場使用料	課税支出
		設 営 費 本部団の設営機材等の費用	課税支出
		レ ン タ ル 料 本部団の機材等のレンタル料	課税支出

(綴じしろ)

勘 定 科 目 名			勘定科目の内容説明	消費税等課税区分
支 出 の 部	本部 団 関 係 費	運 送 費	本部団機材の運搬費	課税支出
		人 件 費	事務職員、医師・看護師等の給与及び謝礼金	非課税その他
		旅 費 交 通 費	本部団運営に伴う旅費交通費	課税支出
		保 険 料	本部団運営に伴う保険料	非課税その他
		食 事 代	本部団におけるボランティア等の食事代	課税支出
		通 信 費	本部団における通信費	課税支出
		消 耗 品 費	本部団における事務消耗品費 (見積書が取得できない少額のものについては、財政審査会議に相談のこと)	課税支出
		渉 外 費	渉外活動に関する記念品及び役員等の接遇に関する費用	課税支出
	講 師 関 係 費	諸 謝 金	講師等に支払った支払金で源泉徴収税を含む費用。記念品との併用不可	課税支出
		記 念 品 代	講師等に謝礼として渡した記念品(土産)	課税支出
		交 通 費	講師等に支払った交通費	課税支出
		宿 泊 費	講師等に支払った宿泊費	課税支出
		保 険 料	講師等に伴う保険料	非課税その他
		食 事 代	講師等に対する飲食費用	課税支出
	広 報 費	会 場 費	広報活動を行うための会場使用料	課税支出
		設 営 日	広報活動を行うための設営機材等の費用	課税支出
		レ ン タ ル 料	広報活動を行うための機材等のレンタル料	課税支出
		運 営 費	広報活動に関する企画費用・人件費	課税支出
		作 成 費	招待状・案内状・ポスター・チラシ・広報ビデオ等の作成印刷費(写真・翻訳料・デザイン料等含む)	課税支出
		P R 費	新聞・雑誌等の掲載料	課税支出
		P R 通 信 費	看板等の事業広報のための費用	課税支出
		消 耗 品 費	招待状・案内状等の送付費用	課税支出
	資 料 作 成 費	資 料 費	封筒代等広報に関する消耗品 (見積書が取得できない少額のものについては、財政審査会議に相談のこと)	課税支出
		作 成 費	資料に使用のため購入した資料費用	課税支出
		レ ン タ ル 料	ビデオ・イラスト・当日配布資料・アンケート・マニュアル等の作成印刷費用(写真・翻訳料・デザイン料等含む)	課税支出
		通 信 費	資料作成に関する機材レンタル料	課税支出
		消 耗 品 費	資料の事前の送付費用・運搬費用	課税支出
		消 耗 品 費	テープ・フィルム等資料作成の消耗品	課税支出

勘 定 科 目 名			勘定科目の内容説明	消費税等課税区分
支 出 の 部	報 告 書 作 成	作 成 費	報告書・ビデオ等の作成・印刷費 (写真・翻訳料・デザイン料等含む)	課税支出
		レ ン タ ル 料	報告書作成に関する機材レンタル料	課税支出
		通 信 費	報告書等の送付費用・運搬費用	課税支出
		消 耗 品 費	テープ・フィルム等報告書作成の消耗品	課税支出
	渉 外 費	役 員 渉 外 費	対外役員等の接遇に関する費用	非課税その他
		記 念 品 代	渉外活動に関する記念品(土産代も含む)	課税支出
	旅 費 交 通 費	交 通 費	事業、セミナー等を行うために要した交通費	課税支出
		宿 泊 費	事業、セミナー等を行うために要した宿泊費	課税支出
		旅 費	事業、セミナー等を行うために要した旅費	課税支出
	参 加 記 念 品 費		事業参加者に渡す記念品	課税支出
	保 険 料		事業に関わる損害保険料等	非課税その他
	通 信 費		上記以外の通信費	課税支出
	雑 費	性質上他の勘定科目に含まれない物 小額の支出で勘定科目を設けるまでもない費用 振込手数料等 振込手数料については、金額の誤りがないように確実に金額を把握してください。 ※JC会館使用料の振込手数料については計上しないものとする。		内容によって判定
		玉串料・成功祈願料など		非課税
		予 備 費		全ての事業につき総予算の5%以内としてください。

J C ソング

- 1 J C J C J C
 世界を結ぶ 若き^{ちから}団結
 新しき^よ世紀の^{のぞみ}希望となりて
 永遠^{とわ}に繁栄^{さか}えん 我等^{つど}の集い

- 2 J C J C J C
 奉仕の理想^{もと} 探究めつつ
 祖国^{くに}の進歩の 力となりて
 先駆^{さきが}けゆかん 我等^{つど}の集い

若い我等

- 1 若い我等が 手を取り合って
 進む行手の 青い空
 輝く J C 明るい希望
 足なみそろえて
 行こうじゃないか
- 2 世界を結ぶ 若さと力
 互いに尽くす 楽しさこそ
 J C の理想だ 新しい日だ
 足なみそろえて
 行こうじゃないか
- 3 若い我等の 心を集め
 つくる集いに 未来をかけて
 J C の仲間は 皆信じあう
 足なみそろえて
 行こうじゃないか

氏 名	
住 所	
T E L	
会 員 No.	

発 行 者 一般社団法人 甲州青年会議所
 発行責任者 武 井 芳 樹
 編 集 一般社団法人 甲州青年会議所事務局

事務局

【住所】〒404-0042

山梨県甲州市塩山上於曽1585コロボックル2F

【URL】<http://www.koshu-jc.org>